

第12日目(3月16日)

議長(松原良道君) 延会前に引き続き本会議を再開いたします。

議長 ただ今の出席議員数は29名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、上村一郎君、公共事業現場立会いのため30分遅刻。樋口和人君、通院療養のため午後1時に早退。教育長、卒業式出席のため午前中欠席の届けが出ておりますので、これを許します。

(午前9時30分)

議長 本日の日程は第9号議案 平成19年度南魚沼市一般会計予算の歳出の審議を続行いたします。

なお、皆さんにお願い申し上げますが、それぞれ各款の質疑に対して、説明、質問、答弁については簡潔、明瞭に再度お願いを申し上げます。

議長 第2款、総務費に対する質疑を行います。

岩野 松君 65ページ。63ページからありますが、広報の話ですけれども、合併して非常にいろいろ工夫しながらされていて、本当に内容が多いなという感じがあります。それでやはり読む側から見ますと内容が多くなって、つい見なくなるという声もこの頃聞こえてきております。調べてみたわけではないし、市でもそこまで調べているか、特に若年層は見ていないのかなという感じもあります。

そういう意味で提案ですけれども、各旧の町村単位の編集。新潟日報がそういう編集の仕方をして、私は、自分のところだけは他のところは見なくても見るというかたちで見ますので、そういう編集の仕方はどうかということをご提案したいです。市長は非常にいろいろなことをそこをネックにして流したいということも、思い入れがあるように今まで聞いていましたので、改良の余地はあるのかなということで提案をするところです。

もう1点ですけれども、83ページの戸籍の住民のところ。真ん中辺の下の方ですが、新潟県人権同和センター負担金というのは、1万円ということで額からいうと大した額ではないのですけれども、同和センターというのが税金から支出するのに、どういうふうに関わっているのかなということをお聞かせいただきたいです。それとその前の人権啓発活動事業費というのは、11月にやる予定というのが書いてありましたが、中身がちょっとわからなかったもので、まずお聞かせください。

企画情報課長 ご提案の趣旨はなんとなく理解できるわけですけれども、合併をして合併効果ということも増えまして、全市的な取り扱いの編集をやっているわけですので、旧町単位の編集の仕方というのはちょっとなんとなく理解できないのかなというような、私は気がいたします。確かに掲載記事は膨大にございまして、なかなか地元の方々の方が市報をつぶさにご覧になっているかどうかというのは確かに疑問があるところがございますけれども、やはりせっかく合併をしたわけですので、全情報を流すと、共通の情報を流すということでご理解をいただきたいと思っております。

市民課長 人権同和センターへの負担金でございますけれども、これにつきましては1

5年度から賛助会員ということで5,000円負担してまいりました。19年度からは正会員1万円ということで、同和センターの方からも要請があり、今年度はそれに応えることにしたものでございます。差別とか、いじめ問題とか、そういったものに取り組んでいるという観点からすれば、行政としてもこの部分に負担をしてもよろしいのではないかなというふうに考えております。

それから人権啓発活動につきましては、今年度、新規ということで計上させてもらったわけです。毎年「いのち、愛、人権」のパネル展というのが県内持ち回りでやっておりますけれども、今年度は糸魚川市から引き継ぎまして南魚沼市で開催されることになりました。これが1週間にわたって開催されるわけですけれども、その初日に市の方の主催で人権啓発の講演会を開催したいということで、11月7日に今のところ予定しているわけでございます。これにつきましては、県の委託事業でございまして、45万円計上しておりますけれども、44万円は県の方から委託費をもらって開催しようというもので、講演会を予定している内容でございます。以上です。

岩野 松君 広報の話ですけれども、全てを各町単位というのでなくて、そういうページを設けたらどうかという編集の仕方ですけれども、という提案ですが。そこら辺をご理解いただきたいと思っています。

人権啓発事業とその次の同和センターというのは、つながっているのでしょうか、どうでしょうか。私、人権の問題を命題にしてするのだったら、いのち、愛、パネル展なども、ということですが、男女共同参画の中での平等論とか、それからそういう話をしていくのが筋なのかなというふうに私は思っていますけれども、あえてこれをぬけがけしてするほどの人権をあれするのでしょうか。

今、私、人権が尊ばれていないということ言えば、働き方の問題だとか、それから労働時間の問題だとか、私がこの間言った、医師の何十時間も働いても働き続けなければならないその過酷な状況とかそういう。それと今、六日町でも2カ所は当たり前、3カ所くらい働いていなければ食えない状況のそういう実態などをすることが、人権啓発の問題かななんて思うのですけれども、そういう内容とは違うのでしょうか、どうなのでしょう。

企画情報課長 再度お話をいただいたわけですが、先ほど申し上げましたように、昨日も関議員さんでしょうかご質問いただきましたが、広報公聴係は今2名でやっております。新年度も同じ体制ということでございまして、70万円の印刷製本費、減額の理由も、かなり膨大な情報の処理を、その2人の職員が整理をしながら、編集をしながら、原稿づくりをしながら、それを業者さんにお渡しをするということで、業者さんの方も手数を省くという意味あいでもかなり減額をできるということでございます。

したがって、ここへさらにまた旧町単位の記事の編集をというページを割くということにつきましては、事務量の関係もございまして、ちょっと先ほど申し上げましたように、全体的な情報、行政情報を流すという意味あいでご理解をいただきたいと思っておりますので、ちょっとその辺は取り扱いできないということをお願いいたします。

市民課長 経済的な差別という部分も広い意味では含まれるのかもしれませんが、ここの部分では差別、精神的な部分の差別、いじめ、そういった問題を主として取り上げているという内容でございます。

岩野 松君 その人権啓発事業もやはり同和問題と関係があるというふうに私は思ったのですけれども。今、いろいろ同和問題はマスコミでも、それから特にこっちではあまり見えないですけれども、南の方の都市などでは、勤めないのに勤めたかのごとく給料をもらっていたとか、そういうものが自治体からの関与も大きいという中で、政府としてもこの方向は収束宣言に向かうという方向を出していると思うのですけれども。わざわざあえてこういうことをすることはいかなものかと私は思いますので、市長、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

市長 今、新聞紙上等をにぎわせておりますのは、ある意味ではえせ同和的でありますので。本当にその同和問題等をきちんと考えている団体もあるわけでありまして、私どももこの地域にそういう同和というような、昔のそういうことがやはりあることはあったわけでありまして、ほとんどが今は収束しております。収束しておりますけれども、何年か前でしょうか、六高でやはり落書きでそういう問題が出たとか、やはりまだ若干でありますけれども内在している部分もあるということです。市にいわゆる同和对策といいますが、そういうことをやっていらっしゃる皆さん方に賛同してということは、全く悪いことでもありませんし。

この啓発、人権啓発は今、課長が言いましたように、県が持ち回りで各市町村でお願いしているわけでありまして、ですから私どもが断ればそれは断れるのでしょうけれども、別に断る理由もありませんし、人権を啓発していただくなどということは何のためらいもありません。特に曲がった見方をしないでいただければ、すんなりと受け入れられてもらえるものだと思っておりますので、何の疑問も感じておりませんし、執行させていただきたいと思っております。

中沢俊一君 2点お願いいたしますが、75ページ、地域づくりアドバイザー事業費ということで、バイオマスエネルギーの講師料が載っております。この地域でかなり優位性のある事業になるのかどうか。6月補正あたりでも場合によればという話があったものですから、具体的な話をちょっとお聞かせください。

もう1点ですが、市長は住民参画ということについて、今、満足しておられるかどうかということをお伺いします。確かに地域審議会あり、総合計画があり、また市政モニターでしょうか、いろいろなことがありますけれども。私はこの中で財政であろうが、基幹病院のことであろうが、一般市民のそういう集会といいますかフォーラムを対象にしたようなことを時間と機を逸さず効果的にやっていくことが市民の理解を深め、また市民の参画を高めることにつながっていくと思っておりますけれども、そういう構想がとおりかどうか聞かせてください。

市長 市政の中で重要課題とかそういう問題の際、それぞれ市民の皆さんのご意見を伺うなどということは、これは当然いいことだと思っております。今、特別この問題に

ついてでは、そういうフォーラム的なことをやろうとかということは今のところは予定はしておりませんが。例えば基幹病院であっても、この間も触れましたように3月29日に一応、新大と県の協定が結ばれるわけでありまして、具体的な姿が見えてきますと、今度はこの地域の医療をどう考えるかというそういう部分がありますので、そういう中ではまたそれぞれそういう対応も図っていかねばと思っております。ケースバイケースということで、ひとつお考えいただきたいと思っております。

企画情報課長 地域づくりアドバイザーの件でございます。昨日もちょっと申し上げましたように、これは12月の議会でも市長の方からもちょっとお話がありました。具体的に申し上げますと、バイオマス関係でエネルギー開発の研究開発をこの地域でやりたいというひとつの構想が持ち上がりまして、現在、今、北海道の恵庭で活動しておられます近畿大学の田中教授という方がおられます。そのバイオマスの研究につきましてはかなりの権威がある方でございますけれども、その方のご提案もございまして、この雪の降る豪雪地帯ゆえに、この地で冬場の活性化策が何か見出せないかというところで、昨日お話し申し上げました新たな農産物の開発。例えばの話でございますけれども、ホワイトアスパラとかそういったようなものが、開発されたエネルギーを利用しながらそういう生産物が生産できればということでひとつの構想が裏にあるわけでございます。手始めといたしまして、これはNEDO独立行政法人の新エネルギー何とかこうとか機構という、ありますけれども、そちらの方の補助をいただいて取り組む事業がひとつ裏にあります。

その事業に取り組む前に、本当に先ほど申し上げたひとつの構想がこの地で有意義に活動できるのかどうか。それを検証をするために、このアドバイザー田中先生からお越しいただきまして、まずそれぞれ私ども地元の関係者が寄って話を聞かせていただいて、これは将来的に実現性があるということになりましたら、昨日申し上げましたように5月の末頃までに、実際の事業実施に踏み込むための調査事業というものを、これまでの補助金で500万円から1,000万円と言われておりますけれども、その事業導入を見極めたうえで検討をしてまいりたい。その調査事業をやろうということになりますと、ここでは予算をもっていないわけでございますので6月補正でということでございます。

この事業導入、実際には開発研究上、この南魚沼市で20年度あたりから展開をさせていただいて、3年間、約2億円相当という構想がございます。その2分の1はNEDOの方で助成があると。その残りの半分は、産学連携ということで民間の企業さんからご寄付、協賛をいただくというようなかたちで構想を考えておりまして、当面私ども市の方の持ち出しは今のところは、その事業の実施に踏み込んで持ち出しが当面ないというのが実情でございます。

ただ、研究所の設置場所とか、そういったようなことにつきましては、施設の提供、斡旋的なもの、場所の提供ですね。そういう斡旋的なものが来るかもしれませんし、エネルギー開発の担当は環境課に移るわけでございますので、実際にその段階では調査事業も含めまして、環境課の方から事務をとっていただくということは今、計画しているところでござい

す。

何はともあれ、このアドバイザーの関係は、要は先行きどういうふうに展開できるかということを見極めようということのアドバイザーの招聘事業ということでございます。

中沢俊一君 バイオマスという以上は、生物管理の資源だと思っておりますが、念のためどういう、今、その資源を考えているのか聞かせてください。

ただ、市長、今言われたとおり基幹病院の構想がある程度決まってくれば、本当に今、住民の皆さんが心配しているのは地域の医療全体がどうなるかということです。あとまた財政のこと。限られた情報源ですから、市民の皆さんから心配があります。そんなこともまた説明責任も含めて、ぜひまた取り組んでいただきたいと思っておりますし、合併前に将来構想の策定委員会がございました。それぞれ思いのある市民の皆さんの数十回にわたる、ああいふ集会もやってきたわけでありまして、そういう皆さんのまたチェックをいただく機会もぜひ考えて欲しいと思っております。以上です。

企画情報課長 田中先生から私の方で今まで何回か聞いているお話の中では、どういうものということでございますが、食品残渣、あるいは稲藁の関係、それからきのこ類の菌床です。そういったようなものも含めてやりたいということでございます。

牧野 晶君 61ページ、職員費。今、テレビや新聞などでパートタイムや正職の違いというのがよく言われているわけですが、市の臨時職員の待遇についてお聞きしたいのですが。給料云々なんてことではなくて事例というか、例えば「貴方は来年から来ないでいいよ」とか。そういうふうな話というのを、去年など確か広域連合等の関係でえらいぎりぎりになって言われたわけですね、3月15日頃というふうな。それで4月以降、3月15日になって初めて採用しますよ、採用しませんよというのが、これは広域連合だけではなくて、全庁的だったのかなというふうなちょっと。本当はこれは去年言おうと思ったのですが、それでも1年様子を見てからにしようかなといういろいろ情報をとった限り、やはりちょっと臨時職員に対しての採用、これから継続、継続しないという点についての話をするのが遅すぎるのではないかなという。

身分がどうなるかというのは、大変臨時職員さんも不安視しているわけです。貴方は来なくていいよというのだったら、それはそれで多少なりとももうちょっと、どの時点で言っているのか確認させていただければというのと。

去年、これも言わせてもらったのが、今年も5パーセントの給与削減行くわけですけれども、5パーセントはどこに行ったのかという点を聞いてみたいという思い。

あともう1個。63ページでした。ちょうど中段の成人式。これはちょっと昨日個別で触れたのですが、挨拶が長いのではないかという成人からの声があって、もうちょっと挨拶する方を減らして、逆に成人される方から言葉をいただいた方が成人としては盛り上がるというか。盛り上がるためにするわけではないでしょうけれども、同じ世代の成人がどういうふうを考えているというのを聞くいい機会なわけですし、その点をご答弁いただければと思います。以上3点、お願いします。

総務課長 臨時職員の関係でございます。基本的には採用されるときに5カ月とか、6カ月とかということで採用されますので、そこでその人の身分は切れるということで承知して採用させてもらっています。ただ、全体で言いますとかなりの400名近い、保育士さんから連合の衛生センターとかいろいろなところから多くの職員がいますので、臨時職員に頼らなければ回っていかないというところがありますので、その中で切れても次の採用につきましては、各職場ごとに補充がないような体制では困りますので、その中で大体うまく話し合いが進んでスムーズにきているというふうには考えております。

ただ、昨年の場合につきましては、特に連合関係につきましては組織が変わるということで、きちんとどうしますかと。特に待遇が賃金なども見直しがありましたので、そういうときに次のとき来ていただだけませんかとか、はっきりしたものをちょっと出しました。通常の場合につきましては条件が同じですので、そんな中でその職場ごとにいろいろコミュニティをとりながらスムーズに行っていると、こういうふうには考えております。

あと5パーセントがどこへ行ったかということでございますが、間違いなく5パーセント給与削減しておりますので、全体的な歳出予算の中で削減が消化されていると。各項目ごとにその部分が使われているということで考えていただきたいと思います。特定しての削減の部分ではありませんので、使用目的を決めての削減ではありませんのでそういうふうには考えていただきたいと思います。

それから成人式の関係につきましては、確かにいろいろな意見があります。式典はもっとイベント的にやった方がいいかというような意見もありますが、成人者の皆さんといろいろ今、代表者から出ていただきまして。今、募集して、結構かなり積極的に応募されている方がおりますので、そういう方々と運営につきましては研究して進めております。特段大勢の中でございますのでいろいろな意見が出るかと思いますが、大勢の意見につきましては今のやり方でいいのではなかったのかなと思っています。これから先はまた今年度の成人の皆さんと相談していくべきだと思っています。以上でございます。

和田英夫君 65ページの広報公聴の関係かなと思うわけですがけれども、3日間一般質問をしまして、この本庁内はおそらく放送で流れていたと思うわけでありまして。かつて大和庁舎、塩沢庁舎はどうなっているかと言えば、それはパソコンでつながっているようだというのですが、今でもそうなのか。あるいはいわゆる新年度でもそういう考え方でやられているのか、ちょっとお願いします。

それから選挙費。85ページの選挙費の件ですが、いわゆる期日前投票所。これは今までも3階よりも入り口辺りがいいのではないかという議論があったのですが、今回のこの2回の選挙についての期日前投票所はどういうことになっているのか。

それから、これは前に私もちょっと一般質問をしたのですが、同じような環境のところ投票時間が1時間早く終わるようなところ、これは今の時代に不合理ではないかということですが。今日は選管の委員長いませんけれども、この辺は投票時間ではどういうふうな見直しがあったのか。いや、2年前の市会議員選挙と変わらないのか、その点をお伺いします。

企画情報課長 議会の一般質問、それから市長の施政方針等々につきましては、確か昨年の9月から庁内で今放送しております。流しております。パソコンで流しております。

この本庁舎につきましては場内。この庁舎内も、一般の皆さんもこの庁舎にお越しただければ聞けるということになっておりますけれども、塩沢、大和庁舎につきましては、ちょっと場内放送はやっておりませんが、パソコンでは放送しております。

それからすみません。新年度も同じ体制でしばらくは行きたいと思っております。

総務課長 期日前投票の関係でございます。いろいろ投票場所を設定する関係などもありまして見直しをいたしました。塩沢庁舎につきましては1階に下ろしました。あと、本庁舎と大和庁舎につきましては、1階でちょっとスペースがとれなくて、2階で今、従来どおりのところということで考えております。

それから投票時間の繰上でございますが、見直しをかけます。かけまして、そんなに早くなくて済む箇所が出てきておりますので、今回の選挙から見直しをかけております。

和田英夫君 一般質問なり市長の施政方針について、大和、塩沢庁舎はパソコンでつないである。そうすると例えば初日の市長の施政方針、あるいは3日間の一般質問は、大和、塩沢の庁舎の職員の皆さんは、パソコンをつけ放しで3日間見ているよということではないですか。

私が言いたいのは、おそらく市長のことだからそういうことはしないで、新年度には塩沢、大和の庁舎は、音はそれほどボリューム上げなくても職員が聞ける体制をとっていたかなと思って、今確認をしたのです。お客さんが、非常に問題がある市民センター的なところに、今、一般質問だから、市長の施政方針だからちょっと待ってくださいなんて職員がパソコンの画像なんて見ているいいのですか。

企画情報課長、今の時代にそんなに本庁舎から各庁舎への音響のつなぎ方なんて 私はそれは素人ですが、難しくはないし、今、既におそらく大和も塩沢も庁内に音響の施設はあるのですから。これを使わないでパソコンであなた方3日間見ていなさい、これはちょっと変ではありませんか、市長。

また、問題のある本庁舎構想で残されたというか、その皆さんが同じ待遇で市長の施政方針なり一般質問を聞かなくてよい 仕事をしないで聞いていてもいいのですけれども、これはちょっとまずいと思います。

市長 本庁も同じですけれども、仕事に支障のない範囲できちんとやってくれということを書いてありますから、お客さんが来たときに、こっちを見ていなければならないからそれはだめですなど、絶対していません。(「パソコンを見ていなければ内容は入ってこないんだから」の声あり) 入るんです。(「まあそれはわかりました」の声あり) それで例えばそうであっても、職務に支障の出ることだけは絶対だめですということは、よく申し付けてありますので、そういう方がいたらお知らせいただきたいし。

この本庁の中だってそうなのですよ。音は聞こえますね。音は聞こえますけれども、それは仕事をしている最中にそれを聞いていて仕事の能率が落ちるとか、お客さんの対応が悪か

ったなんて、それは絶対にだめです。それは申し上げてある。ですからそういうご心配は全くいらないと思います。

和田英夫君 市長、大和、塩沢庁舎にも大勢の市民から行っていただきたいのです。そこでももちろんいろいろなことで職員と相談しなければならないし、今、一般質問のときだと、本庁までは行けないが、庁舎へ行けば聞けると。これが私は大事だと思うのです。

それで私はパソコンよりも、音響設備があるのだからそこへつないで、仕事に邪魔にならない程度で流して、関係する職員は聞き耳を立てながら仕事をやる。ああこれはうちの直接でないからと言って仕事を真剣にやる。しかも市民もそこへ行けば聞けるということになれば、それを・・・では、企画情報課長、そんなにそれはお金がかかって難しいことですか。私はその辺はちょっと不勉強ですけども、音響に流す、これはそんなに難しくお金がかかることですか。私は、これは市長、そのくらいのことはしてもらわなければならない。音に流す。庁内に流す。市民センターのそこに、市民がよりどころにして行く。こういう流れをやはりつくることは当たり前のことです。

市長 今、この本庁舎で流しておりますが、大体実態を見ますと、傍聴に来た方はちゃんと聞いていますよ。中でですね、ほとんどないのです。ないからしないということではありません。これだって費用対効果がありますから、いくらかかるというというのはこれから企画情報課長が言いますけれども、それぞれの庁舎でそれを全部流すなんて言ったら、それは和田さんちょっと。

F Mゆきぐには何でやっていると思いますか。お金をかけてちゃんとやっているのです。ですから、それは市民の皆さんがどう感じるかわかりませんが、私は3庁舎に全てその一般質問だとか施政方針を音響で流すなんてことは全く考えたことはないんです。(「それは考えが間違っている」の声あり)間違っていたらそれで結構ですけども、私は考えていません。

企画情報課長 つないだ場合その金額がいくらかかるかという。確か電話線の関係だと思えますけれども、ちょっと正直調べておりません。おりませんが、おそらく300万~400万円はかかるだろうと思っております。ちょっと金額ははっきりしたことは申し上げられません。(「ちょっと調べてください」の声あり)はい。

それで先ほどからお話しに出ておりますように、確かに和田さんの言われたこともわかりますし、確か議会放送をインターネットで。例えば長岡市あたりはインターネットで、庁舎にお越しにならなくてもパソコンがあれば、放送を画面を通して見られるということになっております。

私どもはパソコンの中には、決して画面で見られるわけございませんで、音だけで判断しているわけでございますけれども。この六日町庁舎につきましては、前々から場内放送の設備があつて、この議場を使つていただければ、そういう放送設備があつたものですから、本庁舎だけ流しておりますけれども、塩沢、大和の庁舎の方に同じように流すということになりますと、確かにある程度お金をかけなければできない問題であります。

そういうことで、議会放送をどこまで流すかというひとつのまた議論に発展してくるか

思いますので、またご相談させていただきたいと思いますが、なかなかちょっと難しいと思います。

牛木芳雄君　　ちょっと私は細かい話で恐縮ですが、2点ほどお願いをしたいと思います。ページで言うと69ページになるかと思うのですが庁舎管理の中です。私、いつも思っているのですけれども応接室の椅子です。もうそろそろ替えてもらいたい。私は南魚沼市の顔だと思うのです。私はあの応接室に入ったのは、平の農業員のときは入れなかったわけですがそれ以降ですから、10年くらい前からやっとお邪魔をするようになりましたけれども、大事なお客様をおもてなしする場所だと思うのです。あるいは一部の幹部職員しか入れないわけですがけれども、何かやはりきたならしくて嫌だ。毎日、毎日自分で使っているものは気づかないわけですがけれども、初めて来たお客様がああ椅子に座ってやはり気持ちいいわけがない。私は、財政の厳しい当市ですがけれども、我慢にもほどがある。やはりもっときちんとした椅子でもってやってもらいたい。財政課長、どこかから捻り出して。なかったら補正でも後で組んでやってもらいたいというふうに思っています。

それから先ほどの選挙の話ですが、85ページでしょうか。実は行政区長さんからこういう話があったのです。投票立会人の選任をお願いしたい。私はある何人かにお願いをして日程の都合をつけていただいて、休んでいただいて、届けを出した。ひょっとしたら県会議員選挙は無投票になる可能性があるわけだが、もしなかったらあれでしょうか。なかったからといってそういう方の、いわば補償でもないですけれどもそれはどうなるのかなという話を聞いたのです。それあたりはどういうふうな今、感じているのでしょうか。もうお願いはしたと思うのです。それぞれ投票日は日曜日ですから、予定をつけて休む方は休んで、本来日曜日だって仕事をしている方はありますから、そういう方はどういうふうな対応をとっているのかなというふうに思っています。

そこで、県議会議員の一般選挙と、次の7月の参議院選挙があるわけですが、参議院選挙費の中には投票開票管理者等報酬というものがあります。県議会議員の中にはこの投票開票管理者等報酬はないのです。そうするとあれでしょうか、各投票所には投票立会人という皆さんがいるわけですし、全市で合わせると相当な数になるわけですがけれども、そういう方々はこの県議会議員選挙についてはどの項目から支出をされるのか。それをちょっとお聞かせいただきたい。

財政課長　　応接室の椅子の件でございますが、よそからおいでいただいた時に、市の財政状況をもろに肌で感じていただければ一番いい状況かなと、こう思っていたのですが、おっしゃられるように不快感を与えているというようなことであれば、やはりちょっと考えなければなりませんので検討させていただきます。

総務課長　　選挙の立会人の関係でございます。無投票になってお願いしなければ、それにつきましては費用のお支払いいたしません。投票がなくなった時点で通知を差し上げまして、早めに連絡ができますので、そういうことになろうかと思えます。

それから項目につきましては、投票開票管理者等報酬という部分と、ちょっと書き方が違

っているようですが、選挙長等の報酬と、こういう中に県議の場合は入っております。それから昨日の説明の中でもちょっと言いましたが、県議会選挙につきましては事前の準備が18年度の予算の中で行われております。ポスター等の設置とかそういう準備につきましても費用は、今回2,800万円の予算を19年度では組んでおりますが、18年度の中で740万円ほど予算を組んでおります。その合算が費用ということになります。以上でございます。

牛木芳雄君 財政課長、そういうことで私も肌で感じていますが、やはり財政状況を、というのではなくて、やせても枯れても6万3,000人を有する南魚沼市ですから、もう30数年前に買ったかわかりませんが、私はやはりその辺は悪いから辛抱だとかそういうことではなくて、やはりもっと清潔できちんとしたお迎えをするべきだというふうに思っています。ぜひともお願いいたします。

若井達男君 1点、お伺いします。83ページ、税務課長の担当になるのかと思います。昨日説明いただきました滞納処分費ということ。常にこの滞納については頭を悩ませていると、いい方法というものを考えておられるわけだと思えます。それでこの不動産鑑定業務委託料を計上されており、説明ですとマンションについての評価を出してそれを差し押さえる。そういうかたちで、そのうえに当然差し押さえとなればこれは処分というかたちが出てくるわけですが、これは今は大体どの程度これを予定されておるか。この対象物件ですが、あるか。

そしてそのときにこれを差し押さえする前に予定されているものを評価を見て、出たものを見て差し押さえをかけるのか、差し押さえをかけていて評価を出すのか。その辺の方向はどんなものですか、今対象物件。そしてそのことによってどの程度、滞納、徴収金額ですかある程度回収できるという、その辺はどの程度また見込まれておるか。それをひとつお聞かせください。

税務課長 お尋ねにお答えいたします。率直に申し上げて実は私が具体的なプランを厳密にもっておらないのですけれども、収納の方の話を聞いてみます。今まではやはり、今回の鑑定にかける前に、今年も1件亡くなった方で相続人がないのを精算人を選任しまして競売にかけた事例があるように、収納のいわゆるレベルアップといいますが、ノウハウの蓄積に1年ほどかけて努めてまいりました。その成果が若干現れたという経緯は若干、昨日話しましたが、今回はその延長でありますけれども、大体件数でいきますと3件くらいを予定しているというように聞いております。

それで差し押さえが先か、評価が先かという議論は実は非常に面倒であります。私の知っている範囲では、昨日も長くなるので端折りしましたが、本来は無剰余公売の禁止といわゆるあがりのない競売をするなという前提があるのです。差し押さえの禁止は多分明文化されていますが、公売の禁止はないのです。

ただ、ようするに元々とれないものについて、むだな差し押さえをするなという言い方を法律はしていますので、できないので本筋からいけば鑑定をかけてやるべきだと思います。ただ、これは実は実際のせめぎ合いの中ではよその市だって当然研究していて、いろいろ聞

いてみますと、そんなことを言ったらきりがないと。たとえその10万円支払わなかったって、やるためにはかけてしまえ、なんて乱暴なことを言う人もいないばかりではありませんけれども、やはり本道を行くとなればある程度目安をつけたいと思います。

ただ、今の具体的なお話しにお答えするとすれば、素人でもある程度物件の計算はできると思うのです。鑑定にかけるまでもない。したがって実際やる段階になると、我々がある程度、近傍類似なり実例を元にしてやって、一応押さえをかけると。それで実際売る段階に、多分、裁判所にこれくらいだろうなどという値段ではだめなわけですから、一応客観的な数字を出してお示しするために鑑定にかけるという段取りになると思います。

正直申し上げて、この程度の認識でございますので、具体的手順についてはまだ事例がありませんけれども、勉強しながらやっていく中で答えを出させていただきたいと、こういうことでございます。

若井達男君 私がかねてより、やはりこういったものについては差し押さえをかけるということを、議員になってから言ってきております。ということは、確かに債権、こういった滞納の回収については、何も手をかけないで待っていることはない。場合によれば所有者そのものが、いつの間にかわからない中に移ってしまうということもやはりあるのです。その前段には確かに抵当権設定等もあるわけですが、それらもいつの間にか抹消されて、全く第三者に替わってしまった。そのときには手をつけてみようもないということも考えられるわけです。

確かに昨日、入湯税に対して預金差し押さえかけたら、すぐたまげて払ったという説明も聞いておりますし、これは2つのやはり見方があると思うのです。そういった差し押さえをかけて競売にもっていく。そこで債権滞納税を徴収するという回収の方法と、あらためて所有者が替わるということで、新しい所有者から固定資産税がいただけると。これはマンション管理組合が今、一番厳しいのです。組合がまわっていきませんね。実際のところ、今、マンションは1万円を出ているのです。これが鑑定評価の結果かどうかは私は見ていないですけれども、ほぼ1万円を出ているのです。

それはなぜかということ、所有者が替わっていただきたいと。替わってマンション管理費を納めてもらう人から買ってもらいたいのだということなんですね。そしてこの所有者が替わるということについては、まず一番最初に当然のことながら、第三者に対向するための所有権移転。これは国税ですよ。そしてそれを取得したところにかかってくるのが、県税として取得税が入るわけです。そして持っていることによって市税が入るわけです。

やはりそういうところを見ると、2つの方法があるものですから、やはりこれはそういった滞納等をもった者については、やはりどんどん差し押さえをかけていく。できることなら所有者が替わって欲しいと。そういうかたちなものですから、昨日の課長の答弁はだいぶ前向きに強い答弁がされておりますので、これを曲げることなく、ひとつ進めていっていただきたいというふうに考えております。

税務課長 おっしゃるとおりだと思っております。今まで私どもが競売にかけましても、

価格そのものより、あれは税金はちゃらになってしまうから新しい所有者はいいのだけれども、管理組合者がまけないからお買いになれないとうケースも多くあったはずです。幸い私どものところにも、管理組合さんも立ち行かなかったということかどうかわかりませんが、今おっしゃられた内容で物件がある程度、把握できるとまでは言いませんけれども、情報が入ってまいりますので、そのような方向でやらせていただきたいと思います。

議員おっしゃられたように、実は昨日も申し上げましたとおり、本来滞納していながら現在の資産を使って収益を上げるのは社会正義に反するというのが我々の最終的な、大げさな言い方ですが結論でございます。ただ問題は、そうやっても回収ができない場合、では自治体は押さえてだけでいいのかという次の問題があるわけです。資産の有効利用が社会の本来の目的であると考えれば、我々はそこで本来ならば先に進むべきなのだけれども進めないというのが、昨日の市長の答弁のバックにあるわけですから。私も今年に入りまして、市長には具体的に情報は必要な都度あげますけれども、あえて全部あげなかったのは、そういう事情でございますけれども、基本的にはご指摘のとおりでございますので、今後とも努力をしてまいります。よろしく申し上げます。

寺口友彦君　5点ほど質問させていただきます。手短にやりますので。まず61ページの退職手当負担金であります。当市は退職手当引当金なるものを積んでいるのかということとであります。

次、65ページですけれども、総合行政システムについてであります。市民センターを活用してということとありますけれども自動交付機、この利用率はかなり上げていかなければ、職員を絞った中でサービスを提供していくことになれば、当然自動交付機の利用率を上げなければならない。その手立てをどのようにお考えかということです。

それから67ページです。ネットワーク総合保守であります。これは指定管理者に委託をしましたスポーツ施設、特に塩沢にあります大原運動公園であります。その管理についてパソコンが利用できないという状況であります。なかなか使い勝手が悪いと言われている部分にこういうのがありますので、それをパソコンを入れてその中で一元的に管理をするということは可能なかどうか。

それから75ページであります。地域コミュニティの活性化事業であります。これは一般質問でも市長にお伺いしました。予算の根拠はないということとありますが、私が考えていたのは各地区で実行されておりました敬老会、こういう決まりきった事業これをまず予算として、この活性化事業といいますかパイロット事業の中に入れていただいて、やはり旧大崎地区で申しまして、行政区は非常に多くなる。そうした場合について、私は綱引きが始まるのではないかなというような心配をしておるわけです。そういうところを懸念をされて、予算立てをされたのだと思いますけれども、私はやはり市がやっていた事業をお願いしますとかたちでの予算立てを考えなかったのかということとあります。

もう1点は循環バスであります。週3回の運行に切り替えていくということと、白ナンバー云々についてであります。ワンコイン化をした場合について料金ということになれば、白

ナンバーということは非常に難しい制限が出てきたと、そういう意味でありましょうが、確かにうちの前などを通っているのを見ますと非常に人数が少ない。その中でも週3回という考えを、実は1日の運行本数をぐっと絞るといふかたちでのそういう練り直しといひますかがされたと思うのですが、週3回になったといふところをもう1回詳しくお願いします。

総務課長 最初の退職手当の負担金でございます。当市の場合につきましては、総合事務組合に加入しておりまして、そこに負担金を払いまして退職金の手当を準備しておりますので、各町での積立金はやっておりません。大きな市とか、大体市の場合につきましては市が独自で積み立てているというケースが多かったようでございますし、市町村の場合につきましては、市町村総合事務組合とかそういうところに加入して手当をしていたと、そういうことでございますので団塊の世代の退職に対しての心配はないという考え方でございます。

企画情報課長 何点かございますが、もし落ちがありましたらまたお願いいたします。まず67ページのネットワークの関係。内部情報系システムのネットワーク関係だと思ひますが、大原運動公園、今、国体の関係の事務所あたりでこの機器を使えないかといふことだと思ひますけれども、内部情報系システムそのものが、今、私ども職員が使っているパソコンの庁内LANです。そういったもの内容でございまして、その事務所の設置位置、例えば国体関係の準備室が今の社会教育、国体準備室、市民会館の中ですね。ああいうところは当然入っているわけでございますが、その場所を移して一時的にやるということになりますと、そこに庁内LANに接続したパソコンを設置をしなくてはならないわけでございます。それはどこの場所に事務所を新たに構えるかということもございまして、ちょっとそれは今すぐここでは申し上げられないということでございますので、接続が可能といふ話はちょっと今すぐはできません。

それから次はコミュニティの話かと思ひますが、敬老会の話がございました。確かに敬老会は今、各地域、行政区主体になってやっていたいでございますけれども、コミュニティの関係は地域コミュニティの提案事業の中で、それも計画されても結構ですといふ話はそれぞれの区長さん方に説明会で話をしております。

今、敬老会の方から敬老会の費用につきましては、ある程度の費用が出席者、あるいは欠席者の関係で助成が出ているわけでございますけれどもそれも含めて、それをもう少し地域で拡大をして、もう少し手厚い敬老会事業をやろうではないかということも提案事業の中に組み込んでいただければ、それはやれるということでございます。

ただ、それは地域の中のひとつの、塩沢なら塩沢の地域の中でのコミュニティ活動の一貫でございますので、まとまっていただいてそういうことに取り組もうといふことであれば、それはそれでまた結構だと思ひますけれども、それはそのように計画をしていただきたいと思っております。

もうひとつはバスの関係でございます。塩沢の地域は、週5回、週に5日ですね、運行しておりました。それを18年度の実績から週3回に落としております。もうひとつは今年度19年度につきましても同じ実績に基づきまして、運行したいといふことで考えております

けれども、今、確か塩沢地域の循環バスの乗車人数はおそらく年間通して6,000人くらいだと記憶しております。その皆さんのニーズに応えるために、本当は毎日運行できれば一番いいわけでございますけれども、なかなかそこまでちょっとできませんので当面週3回というかたちでお願いをしておりますし、路線の見直し、時間的な見直し、それは当然有料化に伴います検討事項でございますので、それは加味しながら検討させていただくというところでございます。

市民課長 自動交付機の利用率の向上でございます。昨日の関議員のご質問にもお答えしましたように、ただ今カードが5,000枚くらいしか暗証番号を登録していないというところでございますので、この部分をいかに登録を多くの方からしてもらえるか。これを登録してもらわないとなかなか休日、夜間等に使用できないということがありますので、これの登録の向上ということがまず一番だろうと思っています。こちら辺をピーアールしていきたいと思っています。

それから住基カード等で交付ができるようにするというのもひとつありますけれども、住基カードは現在のところまだ201枚しか交付していないということで、とても普及が上がっているという状況ではございませんし、これを使えるようにするには、今のシステムの改修に1,500万円からかかってくるというような状況でございます。

そういう状況でございますので、今の暗証番号を多くの方から登録してもらおうということでございますけれども、現在の自動交付機が各庁舎にございますが、なかなか操作も煩雑だという声も聞いております。お年を召した方にはちょっと操作が複雑ではないかというようなこともありますので、そこら辺の改善がひとつありまじょうし、場所が庁舎にありますと、わざわざここまで来たのに窓口に行った方が簡単だということで、安易に窓口で請求するというのもございます。これをコンビニとかスーパーとかに置くようになれば、また利用率も上がるのですけれども、それはちょっと戸籍が入っているということで非常に難しい状況でございます。

そういった状況ですので、とりあえず窓口に来られた方には極力ピーアールをしてお願いをしているところでございますし、昨日も申し上げましたように、手数料に格差をつけるとか、多少下げるとか、そういったいろいろな手当てを今後も考えていきたいというふうに思っております。

寺口友彦君 自動交付機であります。ようするに玄関のところに、何々証明書はこちらですというようなものを大きく書いて、そうしてあげればここだな、というふうに思っただけ。そうすれば自動的に増えていくのだと思います。確かにその手数料云々も結構です。そういうかたちで何としてもその利用率を、私は50パーセントまでは言いませんけれどもそれに近づける。100パーセントくらいまでいくというくらいにしていただかないと、市民センターの職員がそんなものにいちいち関わってはられないというのが出てくるわけですから、そこは何としても利用率を上げるという方向で頑張ってもらいたい。

それから先ほどの企画情報課長ですけれどもワンコインの部分で。要するにワンコインに

した場合については、白ナンバーとはちょっと非常に厳しいかなという部分であろうと思うのですが、そうしますと10月くらいに考えていた実施というのは非常に厳しくなってきたのではないかなと思いますので、そこら辺も含めてお願いしたい。

私は週5日回せというわけではありません。今までの同じ本数で、朝何便、夜何便とかいうふうに限定をすれば、私は5日間回せるのではないかと思うのです。だから本数を何べんも回すというのではなくて、本数を絞ったかたちでやるのではないかというふうにお考えを聞きたいということであります。

それから大原運動公園であります。実は管理棟です。管理棟にパソコンがないのです。運動公園の管理棟に。あそこにパソコンがあれば全て検索できるわけですね。特に予約云々については非常にあそこは難しい地域でありますので、それを台帳で今やっているという状況があります。やりとりがファックスになっている。そんな時代遅れなことをやっていけば、何かあった場合についてはクレームがつくのは当然であります。

国体云々は別にしまして、あそこにいろいろな施設が集まっているわけですから、管理棟にパソコンを置くと。管理人がずっといるわけですから。そういうのはセキュリティ等で非常に難しい点があればそれはしょうがないですけど、それは検討していただきたいというふうに思っております。

市民課長　ご指摘のように看板等は非常に有効だかと思っておりますので、検討したいと思えます。現在のところ交付率が8月時点の実績で8.7パーセント程度でございました。全国の中ではトップは京都府のある町で44.49パーセントということで情報もございません。それから手数料を減額している団体が、減額していない団体よりも倍近い交付率が上がっているというようなデータもございますので、またそこら辺も含めて検討させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

企画情報課長　まずバスの関係でございますが、昨日もちょっと申し上げましたが、早ければ10月頃からという話を私、確かに申し上げましたし、そのように取り組みをできればしたいと思っておりますが、昨日申し上げましたようにそれぞれの協議会のメンバー、タクシー会社さん、あるいはバス会社さん等がおりましてその皆さんと先般2～3日前に話をしたところでございます。角谷さんもその1員でございますが、なかなか白ナンバーではバス交通の空白地帯に、今、実態があたらないということで、白ナンバーでは有料化に踏み込むこと自体はちょっと難しいという判断が下されました。

したがって、青ナンバーということになるわけですが、青ナンバーということになれば、当然、道路運送法の規定に基づきまして、そういう資格をもった会社、組織でなければやれないわけでございますので、それには委託をさせてもらおうと。有料化に踏み込む段階では委託にさせていただかなければ実行できないのかなという判断でございます。

ただ、その経費がどれくらいかかるかというひとつ問題もありますけれども、したがって、その検討期間がこの半年間ではちょっと難しいということで、ちょっと1年間、都市再生モデルを続行しながら研究をさせていただきたいというのが、正直なところでござい

す。

塩沢の関係の週5回、要は週5日を路線の本数を減らしてというお話しでございますけれども、元々これはそう大きな1日あたりの本数が走っている話ではないと思うのです。1日確か2便くらいしか通っていないのではないかと考えています。したがって、それを減らしてまでということになりますと、もう減らすという手段ができませんので、結果的にはその週3日を週5日に、あるいは4日にということになるわけですが、今回の私どもの予算計上は18年度の実績を見てということで判断をさせていただきましたので、この点でご容赦いただきたいと思っております。

それから大原運動公園の管理棟にパソコンをとということでございますけれども、当然これは市内LAN、私どもが使っているものと同じものをとということになりますと、そこに光ケーブル等々の関係もございますので、ちょっと今すぐ接続できるという話を私が今出来ないのですが、実態を一度その国体準備室の方で確認をさせていただきまして、対応させていただきたいと思っております。ただ、設置ができるという話ではございませんので、お願いいたします。

駒形正博君 1点だけ伺います。65ページ、電算対策事業費であります。この中の委託費、業務委託費、これは1億6,500万円ですか、こういう巨額な金が上がっているわけです。これは大和町当時も提案したことがあるのですが、これだけの業務を委託するとすれば、専門職員、こうしたことに対する専門職員を採用して対応した方が安く上がるのではないかというふうな気がいたします。

大和町当時の頃では行政区も小さかったし、機器も少なかったのですが、3町が合併して、委託費の他に使用料、リース料、その他に5,100万円別に払っているわけですから、この1億6,500万円という金の中で専門職員を何人採用すればこの業務が直接できるのかはちょっと私はわかりませんが、そうした試算をしてみる価値があるのではないかと。

この他にまた土木費の方を見ますと、測量委託費、あるいは設計委託費、この委託費というものが非常に多く、以前から見ると多くなっております。これは専門職員を採用するよりも委託に出した方が効率的だということで委託費が増えた経過がございますが、この電算業務については280億円の予算を消化する、500億円の予算を消化する市としては、専門職員を採用して対応することと、委託費として支払うもののどちらが、という検討をしてみる価値があるのではないかというふうに思うわけですが、市長のお考えを伺います。

市長 この電算業務関係につきましては、前にも確かそういうお話しがちょっとありまして、では専門職を育ててどうだと。しかし、この機械のシステムということになりますと、私どもが全部開発をしてそれを組み込んでいければそれでいいのでしょうか、結局どこかの会社が開発したシステムでありますので、それを職員がということにはちょっとならない。

測量とか設計とかは、これは技術が上がったりあるいは人的な手間がそこに入るようであれば、当然できます。今まではそういう部分は本当に測量設計は全部ずっと委託で進めてき

ましたが、やはりこれからはそれをするならやはり職員を相当減らさなければなりません。やはり本来、現場へ行って測量をしてそして自分で設計するというのが、これはやはりいい設計書を作る基本ですね、本当は。ですので、私はそういう道もやはりちょっとこれからあらためてもう一度模索してみたいと思っています。現場を見る。そして自分で考えて設計をするということ、これは本来大事なことです。

その辺はそういうことができると思いますが、この電算の方はちょっと専門家、ちょっと話してください。どうもできづらいと思うのですけれども、担当課長にもう一度説明させます。

企画情報課長 市長が申し上げたとおりでございまして、私は電算関係が明るくないわけですが、委託料だけで1億6,500万円。このうちGISの関係が1億円入っているわけございまして、その他でも6,500万円、高額の各種の保守委託等々が入っております。

なかなかその機器を専門に扱うソフト開発、あるいはそれを保守点検をしていただくメーカーさん、そのいろいろやりとりがあるわけですけれども、なかなかこれは専門の職員を1人雇うというか抱え込んでこれに対応するということになると。結構でも私どもの課の係の中には結構明るい職員もいるのですけれども、それでもなかなか一手には賄いきれないというところございまして、ちょっとなかなかその専門職を雇いあげて対応するということにつきましては、ちょっと難しいかなというような私も気がしておりますが、その辺でご容赦いただきたいと思います。

駒形正博君 私は自分でパソコンなどというものはコンセントにスイッチを入れるだけで、その後は全然進まない。私が質問したのはちょっと視野が違ったかな、質問の角度が違ったかなと思ったのですが。非常にこの中を見ると業務委託料、委託料ですね、リース料ではなくて。非常に1億6,500万円という膨大な金だなという印象があります。即、それは無理だという返事が返ってきたわけですが、一応、わかりやすく説明できるように検討だけはしてみてください。以上お願いして質問を終わります。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第2款、総務費に対する質疑を終わります。

議 長 第3款、民生費の説明を求めます。

福祉課長 (説明を行う。)

子育て支援課長 (説明を行う。)

福祉課長 (説明を行う。)

議 長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は11時30分といたします。

(午前11時12分)

議 長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午前11時30分)

議長 3款、民生費に対する質疑を行います。

種村充夫君 1点だけお聞きをしますが、109ページ、学童保育の関係であります。学童保育の送迎委託料というのが200万円上がっていますけれども、何箇所でも何人で、それから保護者負担でそれが全部賄えるのか。逆に言いますと、1人6,500円の経費をもらっているわけですが、何人くらいいるのかわからないけれどもその200万円のお金を使って、いちいち送り迎えまでしなければならないというのも何かちょっと疑問があるようです。

私が見ていますに、必ずしも鍵っ子といいますか、家へ行っても誰もいなくても、金さえ6,500円出せば全部学童保育にやっておく家庭もあるようですので、その辺も含めた中で少しこう、全部、何ていいますか足りない分は税金から負担をする必要があるのかないのかあたりも含めてちょっとご答弁をお願いします。

子育て支援課長 学童保育の送迎委託、送りの委託料ということですが、一応4コース、4つの学校からの送りを考えておりまして、2回ということであります。特に学童保育事業につきましては、1年生から3年生の比較的学年の小さいお子さんが主たる制度にのる内容であります。

しがたいまして、学校での授業の関係で1年生と3年生だと1時間ほどの差が生じてしまうということで、通常は市の福祉バスなり、あるいは校務員さんが空いている時間を工夫しながら送ってきたわけではありますが、とてもではないが1時間の差を埋めるだけの人数を校務員さんだけでは対応できないというようなことで、1年間、私どもの課の職員が連絡があった場合に行ってきたわけであります。

とてもではないが、そう対応しきれない問題でもないということもありましたし、中之島の方も開設されるというようなことから、市の公用車を、あるいは学校に配置をされている車をうまく活用しながら、そこにその時間帯に行っていただいて、その学校からその学童に送り届けてもらうということでもあります。

したがって、各学校の近くに学童保育がないという現状からしますれば、歩いてそこに行けというわけにはちょっといかないのが実態でございますので、6,500円をいただいているさらにはという問題は当然ありますが、私どもの方で送りをしているというのが実態であります。実情はそういう、終業時間に差が出るということでもあります。

種村充夫君 何ていいますか、例えば逆に言うと私どもの城内の場合などを見ても、家庭にじいちゃん、ばあちゃんがいるような人たちもそこにやっている家庭がいっぱいあるわけです。そうしますと送迎云々は別としても、もし、じいちゃん、ばあちゃんが例えばいるのであれば、その人たちが授業が終わる段階で行ってきちんとちゃんと施設まで送っていくというようなかたちで、ある程度自分たちでやるという考え方を持つのもひとつの道だと思っております。全てが公共が何でもやるのだというかたちは、やはりちょっと私は疑問がありますので、その辺は少しやはり考えてもらいたいと思います。

子育て支援課長 ご指摘の点はまさにそのとおりであります。ただ、学童保育事業につきましては、働く保護者の支援という考え方が主体でありますので、お家にどなたさんかお

られる家庭の学童保育というのは突き詰めて申し上げれば、適切な入所の方法ではなかったというようなことも言えるかもしれません。基本的には働く保護者の支援というかたちでありますので、家には誰もいないというのが基本になっております。ただ、自己負担のあり方については、今ほどのご提言がありましたので、今後どういったかたちで費用負担を考えていくかということについては研究をさせていただきたいと思っております。以上です。

井上正三君　めったに質問しないので、議長さんありがとうございます。97ページの敬老会の件でちょっとお聞かせいただきたいと思っております。実は私の集落では個人情報というような問題がありますけれども、全家庭から同意をいただいて、毎年、1月1日現在の長寿番付を作っております。私の集落では240名からの65歳以上がいるわけですが、下から順番に行くと私が今、満67歳ですが、まだ3段目の8枚目くらいです。大体70代は前頭、それから小結にあがるあたりで80代始めからです。男女に分けてやっているのですが、この敬老会も大変先輩を敬うということでもいい事業ですけれども、過去の出席の状況などがどんなことになっているのかということを知りたい。

それから一部、対象者に聞くと、80歳くらいからでいいのではないかと。「75くらいでは俺は敬老会に行かれない」と、こういう人が大勢いますので、市の財政もさることながら、そういう部分、あまり出席がないのであれば80歳から88歳と100歳にお祝いをいただくという段取りでもいいのではないかなというように、私はそういう見解を持っているのですが。見解を聞くだけで結構でございますので、福祉課長なり市長なりお願いしたいと思います。

市長　今、ご承知のように77歳、これは喜寿。そこからということで、これはしばらく続けてみたいと思っております。やはり75からなれると思ったら今度は77に上がったとかそういう部分もありまして、77にしたのが合併のとき。ですので、もうしばらく77でやらせていただきたいと思いますと思っております。本来、大勢出てきていただきたいということで方法も変えたりしてやっていますので、もうしばらく77というところでご勘弁いただきたいと思っております。ご勘弁でもないか。

福祉課長　18年度の実績でいきますと、56.6パーセントの出席でございます。対象者は7,861人ということで、8,000人近くなっております。これはそれぞれ集落ごとに開催をさせていただいているということで、例えば六日町であれば4地区とか、塩沢も4地区とかとやっていたのですが、そういうときには40パーセント台だったのですが、身近でやったことによって10パーセントくらい上がったというふうな状況でございます。

関昭夫君　今の敬老会事業の関係ですが、この敬老事業の助成金、今、出席者と出席しない方と助成金額が違うという扱いをして、当然そうなるのとどのくらいの人数を見込んで、どういう内容でという計画を立てて、また報告も何人参加してと。非常に地域にとっても煩雑であり、逆にまた市側も計画を見なくてはいけない、報告も見なくてはいけないと事務が増えているだけではないかと。対象人数の把握は当然できているわけですので、集落なり、実施する組織に対して、参加・不参加のことも含めてやはり配慮をするという方向で話をしながら統一して、対象人数で交付をするというようなかたちに変えていくことはできないの

かどうなのか、この辺を1点。

それから113ページ、児童福祉施設関係の常設保育園です。先ほど直接聞いたので、上町保育園の関係を指定管理者に移行したと。民間に移っていくということで、どういう効果が、というのは直接聞いてありますけれども、おそらく誰かが聞くとお思いますのでその辺の効果、実際にどうなっているのかという部分をもう少し詳しく説明をお願いしたい。

それから同じく常設保育園ですが、少子化になってそれぞれの保育園の定員に対して人数がかなり減っているのではないかという気がしています。当然そうなってくると、年中、年長が一緒の中で保育されているとかという部分もあります。小学校に入学する間近になっては多少分けているようですが、そういうことが逆に弊害になりはしないかという気もしているのです。一般質問でもその辺も含めて、幼保連携とかもあるので同じところが見たほうがいいのではないかという意味あいでお話をしたわけですが、入所の状況や何かも含めて統廃合とかを今後考えていくのかどうなのか。たまたま学区の再編という話もありましたので、その辺も含めてどういうお考えを持っているのかお聞かせをいただきたいとお思います。

福祉課長 関議員言われるように、事務が本当に煩雑になっておりまして、事務局としても対応に苦慮しているところでございます。最初にお出席、欠席に対して差をつけていた方がいいのではないかとはいろいろ意見いただいたものですから、こういったかたちで、今、出席ですと2,300円、欠席ですと1,500円というかたちにさせていただきました。

このやり方になって、合併後というふうなことで定着をまだしていませんので、早々制度をいろいろ変えますとまた現場で戸惑いもありますので、もう少しちょっと状況を見させていただいて、事務局としてもできれば統一させていただければやりやすいとお思います。

その清算の方法ですが、皆さん全員から予定をあげていただいて清算するのが本筋ですが、200人程度を超える方については清算方式をとっておりますが、それに満たない方については精度の高い計画を立てていただいて、それでそのままいこうということで今、やっております。そういったところについてはそんなに煩雑な部分はないかとお思います。そういうことでございます。

子育て支援課長 それでは何点かご質問がありましたが、落ちがありましたらまたご指摘いただきたいとお思います。まず1点目の指定管理者制度に移行が上町保育園がなされるわけですが、これへの財政の削減的な効果はどうだということのご質問だとお思います。

この点につきましては、いろいろな角度から試算が可能だろうというふうに思いますし、どれが適切かというようなことはなかなか出ないわけではありますが、単純な計算で比較をした場合ではありますが、職員の給与費、あるいは物件費、あるいは補助費等々があるわけですが、それらの合計からした場合で公が行った場合と民間に委託した場合はどうかと、こういう比較もできるわけがあります。その関係でした場合でございますが、平成17年度の決算額からの推計になりますので多少数字がずれますが、現在の保育園児一人あたりに要する費用の推計でございます。年間の一人あたりの費用額につきましては、平均、施設の中では約2,000人保育園が保育しているわけではありますが、市の負担額といたしましては9

1万円ほどかかっているという内容でございます。

逆に保育の委託につきましては、国の基準で運営費を委託をするわけでありますので、一人あたりの金額はどうなるかということではありますが、この金額が決算額からの推計で約64万円であります。したがってこの差し引きを見ますと、約27万円ほど公立でやった場合と民間に委託した場合に差が生じると。この比較でいきますれば、

したがって、これに仮に入所定員であります110人を単純にかけますと、約2,900万円ほど公立でやる部分よりも民間に委託した方が、財政的には削減効果が出るだろうというふうな計算が成り立つわけであります。

なお、公設民営につきましては、人員削減等につきましては、財政健全化の計画の中で既に計画をされている職員の定数削減の中での動きでありますので、いきおいこの金額がずばんと浮いて他に、というようなことにはならないわけですが、長い目で見ていく中では、大きな削減効果が出るだろうというふうに考えておるところでございます。

それから2点目の定員割れの関係であります。確かに全体的には都市部といいますが、市街地周辺のところにつきましては定員を超えて入りきれないという要望がありますが、市全体の保育園、公立22カ所を見ますれば、トータル的には8割程度の充足になっております。

したがって、今後、建物も非常に老朽化をしているところがあるわけですから、保育園の整備計画を樹立しながら、公設民営認定子ども園でありますができるところはそれをやりながら、端的に言いますと浦佐保育園と浦佐幼稚園の関係が直近にあるわけですが、その他につきましても、公設民営で民間に委託できる部分、市街地の部分が中心になるわけですが、やっていかなければ当然定員が割れてしまうというような部分もありますので、今後は保育園の整備計画を総合計画とのすり合わせの中で立てながらやっていきたいというふうに考えておるところであります。もちろん認定子ども園の関係も視野に入れながら、ということでもあります。以上です。

議長 昼食のため、休憩いたします。

休憩後の再開は1時といたします。

(午前11時45分)

議長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午後1時00分)

議長 民生費に対する質疑を行います。

山田 勝君 2点ほど伺いたいと思います。確定申告があったわけですが、ページにすれば97が該当するのかどうか、障害者控除という点についてです。障害者控除というのが、所得税・住民税で控除できるわけですが、手帳の交付がなくても障害者に準ずる人ということで市町村長の認定で控除を受けることができるわけですが、要介護の認定者にはそれが該当できるのではないかとということで、そういうことで要介護認定者に控除ができますよという通知を出しているのか。またはそういうことは全然活用していないのか。実際に控除されているのか。そういったことをちょっと伺いたいと思います。

もう1点が109ページ、学童保育です。中之島の方についても希望がすぐ集まったということで、10カ所、非常にいいことだと思います。そういった学童保育のその適正規模、それから運用基準、それらについてどうなっているのか伺いたいと思います。

福祉課長 山田議員言われるように、障害者手帳を所持していなくても同じような状態の方については障害者控除は受けられるというふうなことで議員の皆さんの方から提案をいただきまして、この18年の確定申告、今やっている確定申告の段階から私どもの方で介護認定の調書を確認しまして、該当になる方については通知を差し上げて認定書もあわせて配付させていただきました。それで利用される方は利用していただくということで。

それとあわせて、それを使用したかどうか、今後そういった通知が必要かどうかというアンケートも今回とらせていただいております。その結果を見て、今年のように全員に配付するのをどうするか、検討させていただきたいというふうに思っております。実施しております。

子育て支援課長 学童保育の関係の規模、運用基準ということのお尋ねだと思います。学童保育を開設するにあたり、まず基本的にはいつも申しておりますが、各地域に1カ所程度というかたちで推進をしてきているところでもあります。その次には国の補助基準があるわけございまして、放課後児童健全育成事業という事業に乗れるか乗れないかというようなことであります。まず第一義的にはそこに乗るには、年間の登録児童通年で10人以上がまず補助の基準でありますので、最低限その人数以上を確保していただきたいということでもあります。それぞれ10人から20人、あるいは20人から35人、段階ごとにそれぞれ若干補助金額は違いますが、その基準に乗せてやっていただくということです。

運用の基準であります、施設の規模に制約がございます。いくら希望があってもなかなか施設がそう自由に増やせるという状態にないわけございまして、働く保護者の支援という事業の趣旨でございますので、定員が大きく超えた場合にはそこには入所申し込み等の面談をやりながら、実態に即して支援が必要な人たちから優先的に入っていただくという考え方でございます。以上です。

山田 勝君 福祉課長、ありがとうございました。

学童保育の方ですけれども、運営基準 内部の方のどうする、こうするという、子どもたちをどうしていくのだという、そういう内部の基準はございますか。

子育て支援課長 学童保育の運営につきましては、協議会が組織をされておりまして、その協議会の中でそれぞれ基準をつくりまして指導員の研修等を行いながら実施をしているところでもありますので、その基準に基づいて運営をさせてもらっているというところあります。

ただ、主体的には全て市がそこに関わるということでなくて、保護者会を主体とした中で柔軟な対応ができるようにというのが、協議会委託の意向の方向でもあります。したがって一定の基準はありますが、その基準を踏まえながら、各学童で特色のある保護者会の意見を反映しながら運営をしていくというのが基本であります。以上です。

高橋郁夫君 113ページのここには保育園の非常勤の職員というかたちですが、保育園に関わらず、非常勤の特に女性の方のことにちょっとお伺いしたいのですけれども、市でも子育て支援とか、いろいろ少子化問題に取り組んでいる中で、非常勤の女性の方は、例えば結婚をして子どもを産む場合、普通の職員と違って多分、産休ということにはならないと思うのです。

産休にならないにしても、例えば1月、2月頃は子どもさんが生まれるにして、先ほどの答弁ですと1年間の契約であるので、3月に締めて4月にまた新規採用というかたちになるのでしょうかけれども、その新規採用の時点で、例えばまだ普通でいえば産休をもらわなくてはならない状態でいたとき。そうすると結局新しく勤めはできないわけですがけれども、そういった場合の方たちについてどういった対処をしているのか、お伺いしたいと思います。

子育て支援課長 臨時職員が採用され、期間を決めて採用されたときに例えば産休に入ったというような場合です。私ども、非常に臨時職員を頼むというときは必ずそこにずっと常時勤めてもらわなければいけないというものがありますので、保育園の現場に限っては、そういう育休なり、産休に入る人たちについては、大変申しわけないですがけれども採用はしておりません。

ただ、正職員が育休、産休を制度を活用して休むというのがありますので、その部分は臨時の職員で対応しているというかたちですので、臨時職員が産休、育休というのは1年単位の雇用ですので、そういうことは私どもは考えておりません。保育園の現場では。

高橋郁夫君 何て言うか、市でも子どもをいっぱい産んでいただくという政策の中で、例えば臨時職員であっても若い方たちが勤めている中で、また結婚して子どもを産んだとする。やっとなら2年、3年保育園でいえば慣れたところで、例えば子どもが生まれて、ではそこでもって採用しないから辞めていただきます。そしてその後、またそれが済んでから優先的にまた入るようなかたちになっているのかどうなのか、わからないのですけれどもそこらあたり。

もうその時点でもってばつですよ、ということですよ、せっかく子どもさんを産んで、普通で言う産休が終わった時点で仕事を勤めようとしても、今度はなお家計が苦しいわけですから、やはり仕事はしなくてはという意識はあると思うのです。そこでそういったものがなければ、では今度はだんだん若い人はまた家計的に苦しくなるのではないかと思うのですけれども、そこらあたりどうなのでしょう。

財政課長 担当は総務課長の方ですが、私の方でちょっとお答えさせていただきます。今の状況ですと、お気持ちは本当に十分わかっているのですけれども、1人の臨時職員を採用するに、やはり6人、7人という応募があって、そういう中でたまたまその人が採用になったという、他の人から見ればあの人はずまくやったというような、そういうような状況になっております。そういう特定の人にまたそういう産休のいろいろの恩典を与えると何かということになるとかなりしめしがつかないような状況でございますので、そこはそういうことで線を引かせていただいて、大勢の人からそういう職場についていただくということ

も他の面から見ればまたいいことですので、そのようなかたちでさせていただいております。

宮田俊之君 97ページのことので1点お伺いいたします。南魚沼市シルバー人材センターの運営補助金の内容につきまして、昨年度も同じ質問をしておりますので、進捗があればお答えいただきたいと思うのですが、こちらで1,500万円ほど支出するというふうになっておりますが、売り上げの方も年間で2億円でしたでしょうか、3億円でしょうかあるというところで、民業さえ圧迫しなければどんどんと伸ばしていただきたいと思うのですけれども。

先ほど、総務の方でありました宿日直だとか、今回も運転手をお願いするというので、業務の中身が危険といいますが、事故だとかいろいろそういった部分もこれから増えてくると思うのです。シルバー人材センターの仕事の発注といいますがお願いの仕方を見ると、最後にはやはり個人の責任で仕事を請けてもらうというふうになっているようです。やはり安心して働くという部分では お金はもらえるのでしょうかけれども、そういった安心なところはちょっと少ないのかなと思います。市の方からこうやって補助金を出すのであれば、そういった待遇面の改善といいますが、そういう目的を持って支出する方が私はよりいいのではないかというふうに思いますが、その中身についてお尋ねいたします。

福祉課長 シルバー人材センターにつきましては、年々増額の事業をこなしていただいております。ただ、18年度は設立より20年経ったのですが初めて減少に移ったということで、この原因はやはり私どもの公共の方の発注がかなり減ったというふうなことです。六日町地域の集落センター等の管理人等が今まで委託されていたわけですが、そういった方が廃止になったというふうなものもあります。

そういった公共の部分が大幅減っているということで、シルバー人材センターが今までみたいに右肩上がりというのは難しい状況に入ってきているのかなと思います。これからこういった種目、方向に行くのか。これから子育て支援だとか、介護の支援だとかそういった方を目指しているようですが、そういった部分でまた事業費を増額していくような取り組み、努力が必要になるかというふうに思っております。

私どもが1,500万円ほど補助をしておりますが、これは運営費というふうなことで、基本的には人件費レベルで補助しております。ただ、合併前までは本当にその人件費に対していくら、それを補助していたということですが、今の補助の仕方はこのシルバー人材センターの連合会の方から交付金 会員数だとかそういったものにあわせて、それぞれのセンターの方にいくらというふうな交付金が来ます。その額が市町村から補助をした額と同額が来ますよというふうなことになっておりまして、逆に市の方で減額すると連合の補助金が下がるというふうなことになりますので、うちの方では連合が補助している額を湯沢町さんと協力して、その分だけは補助しているというふうな状況でございます。それで、現在3億円くらいの事業をしておりますが、そういった中での湯沢町とあわせて1,775万円という補助金になっております。

それで今ほどありました、個人の方が業務にあたっていろいろ事故等の保障の問題ですが、傷害保険も入っておりますし、作業にともなって賠償が生じた場合その賠償保険というのも

シルバー人材センターの方で加入をして、それに対応しているわけです。ただ、なかなかそういった例えば怪我をされた方に対して、見舞金程度ですので納得いくような保障になっているかというのは、それは現実的には厳しい部分があると思いますが。そういったことで、シルバー人材センターでもできる対応はしていただいているというふうなことでございます。

事故の方も4件、5件と毎年その程度、10件未満だと思いますが起きておりますので、その事故防止について、私ども補助者としても会がある都度に、安全確保について指導をさせていただいておるということです。事故がないのが一番でございますので、そういったことで対応させていただいております。

阿部久夫君 1点だけお聞きいたします。115ページの生活保護費でございます。生活保護費というと、最近非常に全国的にも市議会の中や各自治体でも大変な問題になっているというような話を聞きます。当南魚沼市も先ほどの説明の中で80世帯、100人の方がいるとありました。

この生活保護費をもらうにはそれ相当の確かかなり厳しい基準があるのだらうと思いますけれども、とにかくこの生活保護費をもらってしまえばなかなか。その中でも一番働く意欲。働く意欲がなければなかなか該当しないというような話を聞いていますけれども、一度こういった生活保護費をなると働くということが非常に大変。しかし、こういった方にもきちんとした働く意欲を持って、できるだけこういった生活保護費をもらわない方がいいとは思いますが、そういったことに対して市ではどのような基準というか対応になさって、そしてやっているのか、その点をちょっとお願いいたします。

福祉課長 生活保護の方は先ほど話をさせていただいたように、また今ここにきてちょっと増加傾向にあります。ほとんどが老齢だとか病気の関係で生活保護になっている方ですが、一部には勤労できる世代といえますが、50歳までくらいの方もいられます。そういった方については本当に自立支援ということで、就業をするためにこちらの方で週何回ハローワークに行きなさい、行ってきた結果を報告してください。面接があれば、面接してきた結果を報告してください。というふうなことで、かなり厳しく指導させていただいております。

一般企業に就業できない方もいらっしゃると思いますので、そういった方については内職を世話をしたりして、今まで全然稼ぎのなかった方がそれでも月何千円なりといった内職で収入を得ている方も出てきておりますので、引き続きそういった就労支援というか、そういったところをハローワークと協議しながら進めていく。これは大きな課題だと思っています。

佐藤 剛君 2点だけ質問させてもらいます。まず95ページ、その前のページから95ページにかけて、ここは障害者自立支援法が施行されまして、あらたにまた市の取り組みというところが出てきたわけなのでしょうけれども、この自立支援法は制定をされましたけれども、なかなか障害者の皆さんにも施設にもあまり評判がよくないわけなので、国の方も見直しを進めているところらしいのですが。そういう中で、ここの部分が実施主体が市というようなことで、その間、頑張ってもらわなければならないところですけども。お話を聞きますと、相談機能を充実させることをまず第一義的にやろうということですが、それはそ

れでいいと思います。ただ、具体的なところをもうちょっと、やはり先ほど言いましたようにきちんとやってもらわなければならない、という意味でちょっと質問させていただきます。

まず日常生活用具の給付費というのがあります。これは多分、従来からあるのでしょうけれども、現物の給付から、今度は購入費に移ったのかと思いますけれども 購入費、修理費ですか、そういうふうなところに移ったのかもわかりませんが。そういうふうなことで、支給方法が変わったために予算的にどういうものか。縮小されたのか、変わらないのか。そしてまた一番心配なのは手続き的にそういうふうな支給の方法が変わって、それを受けられる方がそれによって不便になってはいないかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

もう1点、移動支援費がありますけれども、多分この名前からして通学とか通所とか、外出する際の移動の補助といいますか支援なのでしょうけれども。障害者の方が閉じこもらないで、外に出ていただくというようなところもあってそういう支援があるのでしょうか、その支給の支給料といいますか、その限度、範囲といいますか、頻度、回数というか、そこら辺はどんなになっているのかという点。

そして私が先ほど言いましたように、障害者の方が閉じこもりにならないで外出していただくと。それに支援するということについて、96万円という予算は、私の感覚では非常に少ないかなというふうなことも感じるのですけれども、その辺の考え方なり、実情なりというふうなことをちょっとお知らせいただきたいと思います。

そのところに関連して、もう1点は社会参加化の促進費というのがありますけれども、その内容が私はちょっとわかりませんので、それをお願いします。

もう1点。101ページですけれども、住宅貸付制度事業費の件です。高齢者住宅、整備資金、貸付金というようなことで、そしてまた障害者住宅とあります。世の流れとして、バリアフリーとか、高齢者、障害者の方々にはいろいろ、個人の家でもエレベーターとかそういうふうなものをつけて住まわれると。やはり雪国ですので、そういうかたちも出てきているわけです。利用が少ない、そしてまた滞納があるというものが、私が聞いた限りでは主な理由だったかもしれませんが、それで350万円から150万円に今、下げますというお話がありました。

もう1点は滞納もあるというようなことで、貸付限度を10年から5年にしますという話がありましたけれども、私はこういう考え方はちょっと逆の方向かなというふうなことを感じたので、この辺の考え方を聞いてみたいのですけれども。世の流れと言いましてはそういうふうなことでバリアフリーとか、高齢者、障害者の方々が住みやすいような方向に行く。けれども、利用が少ないというのは、もしかしてそういう需要がないというのではなくて、ピーアールが不足しているとか、他のハードルがあるのではないかというような気がしますので、むしろこの辺は利用がなければ額がそのままで、別に結果的に懐が痛むわけではありませぬので、とりあえずそのままの枠にしておいてもらって、もうちょっと他のハードルの高いところを研究してみるとか、やるべきではないかというふうなことを私は考えますの

で、その辺の考え方をちょっとお聞かせいただきたい。

福祉課長　　今ほど質問のあった95ページの関係でございます。最初の丸の地域生活支援事業につきましては、これは市町村の主体的な事業というふうなことでそれぞれ裁量によってやるというふうなことでなっております。

日常生活用具。ここで言う日常生活用具の場合は寝台だとか、入浴の道具だとか、介護保険で使っているああいった用具を借りるというふうなことでなっております。これは使い勝手が悪くなっているのではないかというふうなことでありますが、介護保険などもそうですけれどもどうしても必要な方には提供していこうというふうな考え方になっておりますので、こちらの例えば寝台についても、今まで本当に全自動型みたいなのを使っていたのが、そういうのが使えなくなるというふうなことになるわけです。これはどんどん増加していく経費を抑制するためにはやむを得ない。やはり本当に必要な部分に対して、皆さんからお金を出してもらって支援していくということで、障害者の場合も介護保険の場合も、そういったかたちでやらざるを得ないのではないかなというふうに思っております。

ただ、それをやっている段階でまた問題が生じれば、それぞれまた制度改正というのもありますので、そういった実情を見極めて対応していくのがいいかなというふうに思っています。市でもそういったかたちでいきたいと思えます。

それから移動支援。これも地域生活支援事業の中の移動支援ですが、これは例えば1カ月に1回、音楽会に行くとか、どこかの花見に行くとかというふうなそういったイベント的な部分のサポートというふうなことで、日常的な支援については介護給付の方でやるということです。ここでは96万円と少ないのですが、そういった年に何回かある部分についての足の確保をしていこうというふうな考え方でございます。

社会参加の費用でございますが、160万円というこれは、自動車に乗ってそれぞれ社会参加をしていただくという考え方で、それにもなって障害者用に改造するとか、それから介護者が運転する場合もありますが、乗り降りが簡単になるようにするとかというふうなことで、自動車の改造の費用が主でございます。あとは自動車の免許を取るための助成もここに含まれているというふうなことでございます。

それから高齢者住宅の関係ですが、これについては概要説明をさせていただいたように、今、350万円から150万円まで。それから有償、利子のあるものと無利子の部分というふうにあります。それで利子のある部分については350万円から150万円ということでやっておりますし、無利子の方は250万円から150万円というふうなことでやらせていただいております。これは先ほども話をたのですが、やはり10年というとその家庭環境などががらっと変わってしまいます。今の実例の中でも2の方が、家業がうまくいなくて自己破産してしまったということで、私ども連帯保証人を2人つけさせていただいておりますので、そうった方から肩代わりしてもらって、今、返済が終わった人もいますし、今、これから返済を保証人の方からしてもらおうというふうなこともあります。そういったことで、かなり情勢が変わったことに対して返済が難しくなるというふうなことです。

住宅を直す場合にこの費用だけでやる　大きな改修については新築にあわせてやるとかそういったことが主だというふうに思いますので、私どもはそういうところまで至らない部分で、無利子でサポートしていきたいというふうなことでシフトしていきたいということでございます。金額の方も落とさせていただいて、件数も落とさせてもらっていますが、この辺は利用状況を見て、またそういった需要が多いようであればまた増額の方で検討していきたいと思いますので、ポイントを絞って助成をしていきたいというふうに思っております。

岩野 松君　心身障害者。93ページでしょうか、心身障害者をまずお願いします。今、佐藤議員も言って答えられていなかったのかなと思うのですけれども、自立支援法ができることによって、たまたまですけれどもここに書いてある、まきはたの里、やいろの里、マイトーラ、魚沼学園、旭原福祉工場などでは、通う方が減った方がいるのかどうなのかお聞かせください。魚野の家では随分減ったと、この間の報告にもありましたけれども。そういうかたちで、結局そこに入る1割負担というものが大きな負担になっているというふうに聞いております。そういう意味でその激変緩和的なものを自治体でやっているところもあるのですけれども、そういう対策があるのかどうなのか、1点お聞きします。

それからちょっと私があれなのか、今度は今はみんな障害者支援ですけれども、こういう公立でない六日町にある友の家の補助金というのはどこに入っているのか。補助金というか、負担金になるのか、補助金になるのか。お聞かせください。

そして109ページの学童保育のことですけれども。ここに学童保育事業委託料の中に括弧して私立というのがありますが、野の百合というふうに思っているのでしょうか。そしてこの委託したお金というのは、保育料の軽減につながるというふうに考えていいのか。そこから辺もお聞かせください。

それと常設保育。113ページの常設保育の職員の関係ですが、先ほどの説明で正職員は156人なのだけれども、人数と保育所のあれからすると219名の職員が必要だというふうに私、聞いたのですが、そうするとその足りない分は臨時ということで補う。産休の方もるので72人というかたちですけれども、臨時の中には先ほどからのやりとりを聞いていますと　私は臨時というのは、時間外の部分とか、それからそういう人たちへの臨時かなと思っていたのです。産休もそれに含まれることは承知しておりますけれども、その他、常時的に働く人で1年雇用的な臨時の方というのが何人おられるのか。もしあったらお聞かせください。

それと最後、115ページの生活保護の問題ですが、要望者が増えてきているので増やしたと。30人近くも人数的には増やしたということは、今の時勢で格差社会のその低い部分が20年前は一番トップと　格差社会というのは5段階に分けて一番上と一番下の差がどれくらいあるかというのが格差だそうですけれども　30倍くらいだったのが、今は70何倍というふうに聞いています。そういう意味では非常に格差が広がっているというのが実態です。そういう中ではますますこういうところに希望する方も増える状況が、日本の中全体で生まれていることも事実ですけれども、数は増やしたけれども、予算額としては減らし

たという根拠をもう一度お聞かせください。以上です。

福祉課長 自立支援法にともなって通所等の量が減ったという部分でございますが、まず通所の関係で減ったのは、塩沢にあるセルフこぶし工房、通所の授産施設ですが、ここで4人ほどがその影響だというふうなことで、そのうち1人は一時通所をストップした方がいらっしゃいました。施設の方からよくその制度を説明する中で、2カ月ほどストップしておりましたが今はもう復帰して、また全部利用しているというふうなことです。それから毎日通って来ていた方が、通う日数を減らしたという方が3人いらっしゃいました。そのうちの2人の方は先ほど言ったように、施設のいろいろな説明の中で復帰しております、今残っているのは1人の方が週3回程度の利用に抑えているというふうなことです。この辺は引き続きまた制度の説明だとか、そういうことをやりながら理解を得ていくというふうなことです。

やはり障害者については、こういったところに社会参加するというのが一番、自立に向かう部分でございますので、そういったことで制度を受け入れてもらうようにどんどん説明をして、やっていきたいというふうに思っております。

それから魚野の家の方は、18年度までは補助事業でやっておりまして、まだ自己負担の方に移行しておりません。ここだけは、精神の関係だけはそういったかたちで19年度から移行するようになっております。それを見越して、今後ちょっとそういった制限をする希望といたしますか意向があるかどうかちょっと確認をさせてもらった中で、9人ほどの方がこのままでは工賃より負担の方が多くなるから、通所できないというふうなことを言っているということを聞いております。

これにつきましても、私どもその負担のあり方についてきちんと説明する中で、1日も早くそういったことを払拭して、通所して社会参加していただくようなことで考えていきたいと思っております。また工賃の確保の問題も大きな課題だと思っておりますので、事業所からもいろいろ努力してもらいながら、工賃が上がってその負担が賄えるようにというふうなことでやっていきたいというふうに思います。

国の方でもこの4月から利用者負担の限度額を4分の1に下げるというふうなことで、所得によりますが4,000円程度で通えるということになりますので、そうなれば5,000円程度の工賃を今はもらっているようですが、そういった中で何とかペイできるということでピーアールしていきたいというふうに思っております。

それから友の家の関係ですが、これは95ページの地域活動支援センター委託料ということで4,673万円上げてありますが、この中に含まれておりまして、545万1,000円ということでこれは18年度、県と市が友の家の方に補助金として補助していた金額そのままを19年度については確保をしております。これにともなって、国の方から来るのが150万円程度ですので、400万円くらいはこの事業費の中で出すというふうなことで、市の持ち出しになるわけです。そういったことで個別のサービスが提供できる20人以上という、そういったところに向けて、また友の家の方からも頑張ってください。そうすると、自立支援法の給付費の対象になりますので、こういった補助でなくても運営ができるということ

になろうかと思えます。そういった安定した運営ができるような方向を指導してまいりたいというふうに思っております。

あと115ページの生活保護の関係でございます。私、言いましたように30人ほど、18年の3月では88人を100人というふうなことで増やさせていただいていますが、これにつきましては、この1億6,700万円の扶助費の中で一番大きなウエイトを占めるのが、医療費に対する扶助でございます。3分の2の1億円が医療費の扶助というふうなことで、ここの部分をいかに被保護者の健康維持を指導しながら抑えていくかということです。

今回減額させていただいたのは、18年度の年度途中で減額補正をさせていただいた経過がありまして、19年度に向けても実質的な金額になるようにもう一回見直しをして、減額になっておりますが、お金が少なかったからサービスというかその保護者に対する対応が変わってくるということではなくて、実績にあわせて減額をさせてもらったというふうなことです。ご理解いただきたいと思えます。

子育て支援課長 それではお答えを申し上げます。まず第一点目の学童保育の関係の私立への委託料の関係でございます。これは塩沢地域でございます、金城わかばさんが例年やっておる関係のところへの委託料の関係であります。ですので、そのようにご承知をお願いしたいと思います。

それから常勤職員の数の中で説明しましたが、臨時職員が相当数いるわけですがフルタイムかどうかということです。臨時職員のフルタイムの占める割合でございますが、72名がフルタイム、いわゆる8時間から7時間のフルタイムの職員であります。その他に、例えば岩野議員ご存知のように、特別保育なり延長保育なりというようなポイントで入ってくる保育士さんの臨時の方も相当おります。

ちなみに2月現在の状況を見ますと、これは臨時賃金の支払いの関係ですが、バスの添乗員や延長パートで2時間入るとかというような人も含めると、全体では148人の臨時職員、フルタイムも1時間の人も含めまして支払っている関係があります。これだけでは到底賄えない、72人だけの正職だけではだめなわけでありまして、そういった8時間から2時間、1時間にいたるパートまで含めて相当な臨時の数がいるという内容であります。以上です。

岩野 松君 そうすると、心身障害者のことですが、そこへ通所をしている費用よりもたくさん額がもらえる保証という感じでちょっと今、課長おっしゃったみたいですが、今、こぶし工房が出ましたのでお聞きします。始まる前には、あそこの2階は自動車の部品の何かを作ると、それから下はハンバーグとかそういうものを作るということで仕事として始めるのだというふうにお聞きしています。そのとき差があつていいのかなと思つたけれど、上部は6,000円くらい、下は2万円くらいの、高崎かどこかにそういうのがあるのでということで、非常にたくさん賃料が入るとかというかたちをお聞きして、ああすごいのができるなど、私思っていたのですが、今、実際はそんなではないように聞いています。結局入れなくなってしまうのか、それとも通う体制が大変なのかということ、

もう少しお聞かせください。例としてこぶし工房をあげたのですが、魚野の家の問題も含めて、そこら辺をもう少しお聞かせください。

それから友の家のことはわかりました。ありがとうございました。

113ページの保母さんのことですけれども、72人が常時臨時というかたちで3分の1は約ということは前にもお聞きしたことあったのですけれども、もちろんそうやっても先ほどの説明では公設民営にした方があまり持ち出しがなくていいというのは、市長も前々から言っておられました。ですけれども、いわゆる市の職員は定年まで働ける保証がある。だから賃金体系が高くなる分は持ち出しだというふうに言われていました・・・

議長 18番、簡潔にお願いします。

岩野 松君 はい。そういう中でいるのですけれども、この臨時の方の年齢はどれくらいなのか、平均年齢をお聞かせください。

福祉課長 それでは工賃と負担金の話をちょっとさせていただきます。今、話が出ましたセルフこぶし工房をちょっと調査した結果、工賃ですけれども平均で6,140円ということです。先ほど言いましたように、所得にあわせてそれぞれ負担が変わってくるわけですが、負担する費用をそっくりその工賃としてもらえるということではなくて、その個人個人がいく日勤めて、いくら稼いだかということで配分されるわけですので、一生懸命やった方はいっぱいお金をもらえるし、なまけている方はもらえないということです。平均で6,000円程度ということですから、それにしても6,000円と利用料ということになると、今の段階ではまだ利用料の方が高くなるのかなというふうな気がします。

いかにセルフこぶしでも工賃を上げるかというふうなことで、先日も議員の皆さんからいっぱい買っていただいたようですが、そういった訪問販売とかもしながら、また学校給食にも使ってもらいながらということで、工賃のアップを目指しております。それから魚野の家の方も今まで自動車部品だとか、あと紙箱を作るとかということをやっていましたが、清掃業務の方にも参入したいということで、18年度にそういった器具も取り揃えて、今トレーニングを始めたようです。そういったこともしていますし、旭原の福祉工場も今まで農業の仕事をしていましたが、そういったことからクリーニングの方に、年間を通じて作業できるように移行しようということで、そういった器具も入れているようです。

そういったことで、それぞれの事業所が新たに工賃をアップするような働きを始めておりますのでそういったことに期待をしながら、何とか負担増になった部分を工賃で賄えるような方向を目指していきたいというふうなことでございます。

子育て支援課長 大変申しわけありませんが、臨時職員の平均的な年齢については、ちょっと調べたことがありません。ただ、私どもが現場に行ってみますれば、そんなに極端にお年寄りの方とか、あるいは極端に若い人だけということではなくて、私の感触といたしましてはちょうどいいバランスでお働きいただいているということだけは申し上げます。以上です。

牧野 晶君 97ページ、紙おむつ給付費。これの考え方についてお聞かせください。

あとそれと100ページ、これを言うとたばこを吸っている人に怒られるかも知れないですけども。魚沼荘だかどこかのところにたばこの煙を吸うやつがあったと思うのですが、今日、新聞などニュースで老人ホームは一部に、たばこ、ライター持込なんていうところもあって、その老人ホームで火事があったとかというのがあるわけです。これは老人ホームの方がたばこを吸っているのか、それとも職員用なのかこの点について。ちょっとページがわからないですみませんけれどもお願いいたします。(「105ページ」の声あり)105ページです。すみません。

あとそれと107ページ、子育て支援全般でいろいろな子育て教室などやってくれているわけですけども、本当に小さいお子さんなどがいると授乳室がないところがたまにあるわけです。あるところもあれば、ないところもあるので授乳室の考え方というのも非常に大事ではないかなと思うのですが、そういう整備方針についてお考えをお聞かせください。

あとそれと同じ107ページで、結婚、出産祝い金を廃止して、コシヒカリ紙など考えていきたいということですけども、コシヒカリの紙を普及させるための事業も重要だと思うのですが、しかし、命名の紙というのは買うときは買う方で楽しみがあるわけです、正直。それをコシヒカリの紙でいただくよりも、もっと別なものをいただきたいというのが正直私、気持ちがあると思うので。

あと111ページですけども、先ほど、公設民営化についての話があったのですが、上町保育所は今年、今後やられていくわけです。1年前、一般質問で18年度中に公設民営化についてどこをやっていくかをしっかり議論していきたいというのがあったのですが、先ほどの話を聞いている限りでは、要は退職の定員管理の中で考えいくような答弁だったので、ちょっと1年前の答弁と違うのではないかなと思うのでその辺、18年度どういう議論がされたのかについて、考えをお願いします。

福祉課長　それでは97ページの紙おむつの関係でございます。紙おむつにつきましては、私どもの方で年度に入る前に業者の方から見積もりを取らせていただいて、品物を統一させていただいております。履くパンツだとか、パットだとかというそれをいくらだとかというふうなこと。それで非課税の世帯の方については月8,000円まで。課税世帯については4,000円までということで、それはいろいろな組み合わせをしながら前の月に頼んでいただいて、それを私どもの方で配達を個々にさせていただいているというふうなことです。

それと105ページの方は所内に2台設置させていただいてありまして、入所者用というふうなことで分煙をしているわけですが、職員の中にも吸う方がいますのでそこを利用しているということです。(「入所者用ですね」の声あり)はい。以上です。

子育て支援課長　授乳室の考え方ということでありますが、これは保育園ということではなくて・・・(「なくて」の声あり)特段私どものサイドではその授乳室の公的な部分というところまで考えたことがなかったものですから、何ともお答えようがないのですが、ただ、福祉のまちづくりの関係で障害者、人にやさしいまちをつくるというのが基本にあるわけですから、公共施設等におきましては、極力そういう施設を設けていくのが基本だろうという

ふうに私は考えております。

それから命名紙の関係であります。前段、説明のところ「例えば」そういうかたちでしたいということでありましたので、もっと他にいいアイデアがあたりになりますれば、教えていただけたら大変ありがたいということで、ちょっと検討させていただきたいということです。

それから公設民営の関係でございますが、18年度にということでありましたけれども、大変申しわけありませんでしたけれども、18年度中には塩沢町との合併があって、塩沢町を取り込んだ中での計画、検討が今、ようやく始まったところです。私どもも今年度はちょっと予算的に報償費であります。若干計上しながら外部の委員さんを入れまして、総合計画との整合性を図りながら、保育園の全体的な公設民営と統廃合の関係について検討を正式にしてみたい。そういうようなことで、若干経費の予算を盛らせていただきましたので、その中で将来的に公設民営のあり方、あるいは公立保育園のあり方等について検討してみたいということでありますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

牧野 晶君 授乳室の考え方ですけれども、大変いい考え方を聞いたのですが、例えば庁舎とかではなくて、この間そちらの保健センターに半年くらい前に子どもと行ったときに、そういうところで、私は男ですけれども、男一人で子どもをあやしていたら後ろの方で何か気配がしたのです。同じ部屋でそういうふうな特殊なところについては、すすく広場だか、ほのぼの広場ですか、そういうふうなものにはそういうふうに目隠しを作るとか、そういうふうな配慮を早急にしていって欲しいなという思いがあります。

あとそれと、紙おむつですけれども、直球で言えば、私、紙おむつの事業がいい悪いとか、子どもにもよこせと言うそういうつもりではないのですけれども、考え方として、前段でちょっと聞いたのですみませんけれども、お年寄りに紙おむつをやるのはやるのでいいのですけれども、子どもも必要なわけ。子どもに必要なので、そういう整合性という点でどういうふうにお考えがあるのか。お年寄りには紙おむつをやるけど、子どもには紙おむつをやるらないというその点の公平性というか、そういう視点でこの事業を考えたことがあるのかについてだけお願いします。

福祉課長 皆さんにそういったことでできればいいのですが、私どもは福祉課というふうなことで、高齢者。若い、普通の人であればいらないうわけですから、そういったことで、不幸にしているようになってしまった方には援助していこうと。子どもには生まれたとき、誰でも必要なわけですから、そういった経費は見込まれているのではないかなというふうに思います。

笹木信治君 2点ほどお願いします。子育て支援のことですけれども、出産祝い金の条例が廃止されました。これは私はあるものは廃止しなくても、という思いがありまして反対したのですが、かといって現物支給が何でもかんでもベターだとは考えておりません。むしろやはり子育てを支援する体制の方が重要であって、医療費の助成制度を充実する、これは当然そのことに大賛成であります。これはしかし、祝い金、すこやか誕生祝金その他を廃止

しますと、いわゆる今も話題になっていましたが、誕生したお子さんに対して市の側から「今回はお誕生おめでとうございます」というアクションがやはりきちんとならないというのが、これはいかに子育て、子育てと言っても、まず一番初めにそこでお祝いをするということが欲しいと思うので、これはちょっと何か明確にして欲しいと思います。それは私も今はどうすればいいかというのはわかりませんが、それはまず必要ではないかと。

次のページのところに、これは私は問題だと思うのですけれども、心豊かな子育て、あるいはマタニティ育児教室というようないわゆる、病気になれば医者へ行けばいいわけですから、病気になる前での子育ての問題。核家族化が進んでいるわけですからいろいろな悩みを持っているわけですが、そうしたところでの子育ての応援、支援というものが大事だと思うのです。

これは私、金で判断しては悪いかもしれませんが、お金の具合から言いますとこれは2～3項目で200万円もないような感じで、これで何ができるのだろうかという思いがあります。私はこのまさに赤ちゃんを産む半年くらい前、それから産んでから1年くらいの間というのは非常にお母さん方の心も不安定になる大変重要な時期だと思うので、ここをフォローするという体制をがっちりつくるべきだと思うのですけれども、その考え方などをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

もう1点は、お年寄りの在宅介護の問題です。これは我々は介護問題が発生して以来、何十年と言い続けておりますが、今回の予算で見ますと若干対象者も減ってきているというような説明がありました。これは施設の建設が進む中で、施設入所の希望者はあっても若干減ってくるということはあって、私は市の側の方では、この在宅介護支援は言ってみればそろそろ役割が終わるのではないかというような考えを持たれると大変だと思うので、あえて申し上げるのですが、今後の問題としても、療養病床などの廃止がありますから当然在宅療養介護というのは今後増えてくるとむしろ考えなければならぬと思うので、私はこの基準を緩やかにしながら、対象者を増やして行って、やはり在宅介護を支援すると。やはり終えんの場所を自らの家で、というのは一番望むところであるわけですから、そういう立場をひとつ堅持してもらいたいと思うわけです。その制度の今後の方向について、私がここで言うておかないと段々先細りにされてしまうような危険もあるので、あえて申し上げるわけですが、一言お願いします。

子育て支援課長　マタニティ、あるいは心豊かな子育て教室の關係に絡みまして、確かに議員さん言われるように、私も考え方があるのですけれども、昔は確かに地域社会なり、あるいは隣近所なりの皆さん方の知恵がありまして、若いお母さんたちの至らない部分というのは、言葉は悪いですが、お節介なおばさんやおじさんがそれぞれ手を差し伸べながら育ててきて、私どもはそういうところで育ってきたわけです。ところが今、子どもさんを取り巻く状況というのは、全くその部分が欠如しているというのが実態だろうということでありまして。そういうのを含めまして行政で、あるいは保育園サイドでも、子どもを安全に預かるというのはもちろんでございますけれども、それ以前に若いお母さんたちの親育ても

保育園が担うというような社会的な背景があるわけです。

したがって、そういったことも含めまして保育園に通っていない在宅育児家庭の支援ということで、ほのぼの広場を毎日開催すると、あるいは地域によっては3日なり2日というような制度を今年から展開するわけでありまして、そういうのを含めまして、地域全体で支援していく意識醸成といいますかそういうのを図っていく必要があるだろうということでありまして、確かにここに載っている、心豊かな子育て教室、あるいはマタニティ育児教室等々につきましてはこの部分では少ないでありましようけれども、ここにも参加をしていただきながら、ほのぼの広場、あるいはそれぞれ保健課でやる部分、生涯学習でやる部分、いろいろあるわけですが、そういうところをトータル的に参加をいただきながら、子育てを支援していきたいというのが私どもの考えでございます。

したがって、この部分だけで多いか少ないかというのは、ちょっとご勘弁いただきたいわけですが、あげて地域で、隣近所で機能しなくなった部分を市として応援していきたいというのが基本的な考え方です。以上です。

それから祝意を表すいい方法はないかということですが、前段説明で申し上げましたけれども、私どもの方では一時保育の無料の利用券を差し上げながらというようなことも考えていますが、これとてそれぞれ個々人によれば違うわけでありまして、何かいい方法はないかなということでありまして、ちょっと検討させていただきたいと思いますが、なかなかこれだ、というのがないのが正直な気持ちです。ですので、地場の関係のコシヒカリ紙でお祝い状を書きながら命名紙も、というのを説明で申し上げたわけでありまして、もうちょっと検討時間をいただきたいと思っております。申しわけありません。

福祉課長　それでは在宅介護の家族者手当との関係かと思っておりますが、説明をさせていただきます。介護保険も施設利用から在宅サービスを支援していこうというふうなことで、シフトしてきているわけです。そういった流れというのはやはり大事にして、今施設では大体月30万円以上かかりますし、在宅では10万円くらいですので、そちらの方へシフトするというのは経費の抑制に大きくつながるということです。

私どもはあくまでも介護保険制度を充実させて、在宅支援をしていくというふうな考え方でいきたいと思っております。ただ、現実的に自宅で要介護4、5になっても、長期にわたって介護して頑張らせていただいている方がいるわけですので、一定の慰労の意味を含めて3万円を支払いさせていただいているということで、これも拡充というかこれを維持することの方が大変かなという状況だと思っております。そういったことで、サービスの提供のあり方等も含めて、今後のあり方も検討してまいりたいと思っておりますが、19年度はこういったかたちでやらせていただきます。

笹木信治君　ありがとうございました。子育て支援について、いろいろこれから新しい施策も出てくるわけです。今もかなり多岐にわたっているわけでありまして、ほのぼの広場が大変評判がいいということは私も聞いています。赤ちゃんが生まれたから窓口へ届出に行ったら、例えばそこでいわゆる南魚沼市での子育て全部を網羅したパンフレットのようなも

のを作っておいて、うちの市ではこうしたことでやっていますからということで、例えば牧野議員みたいに熟知していればいいですけども、他の皆さん方の家庭ではそうはいきませんから、そういうそのパンフレットを渡すようなこともぜひ考えていただきたいと思います。

在宅介護、介護支援については、それはぜひひとつとつけないでやってもらいたいということだけでありまして、あえてそれ以上申し上げることはありませんで、回答はいりませんがありがとうございました。

議長 質疑を終わることに・・・(「はい」の声あり) 質問がある方は事前に早く手をあげてください。いつもそういうことでは困ります。

和田英夫君 福祉課長に、可能か不可能か1点だけで質問します。この老人福祉施設に関連するわけですが、旧八色園。これはおそらく基幹病院の絡みでちょっと行く末がわからないわけですが、仮にそれに関係なくそこにあるとするならば、福祉施設として今後、国も県も金がないわけですから、活用の道があるかないか。それだけお願いします。

福祉課長 そういったことで、補助金だとかの絡みが解ければ、可能だというふうに思っております。ただ、かなり老朽化しておりますし、実際今度そういった方が入所するということになると、耐震とかの補強などもまた考えなくてはいけないですので、経費的にはかなりかかるのではないかと思います。可能というか、可能性はあると思います。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第3款、民生費に対する質疑を終わります。

議長 第4款、衛生費の説明を求めます。

保健課長 (説明を行う。)

環境課長 (説明を行う。)

市民課長 (説明を行う。)

環境課長 (説明を行う。)

水道課長 (説明を行う。)

議長 衛生費に対する質疑を行います。

高橋郁夫君 まず可燃ごみの処理施設の整備ということで、135ページですけども、新しく今度かたちが変わります、費用の面ですが、今年、費用これ抜けたわけですが、今後、費用はこれから増える見込みがあるのか。この費用で大体の目安ですとある程度はいけるのかという点と、あとは川崎技研との契約のことですが。瑕疵担保期間が切れたことで今後、機械自体の不備があった場合、当然相談しながらということなのだろうと思うんですけども、その辺のことがわかりましたらお聞かせください。

あとはもう1点ですが、125ページ、斎場の管理費のところですが、一般質問でも若井議員からも質問がありましたけれども、ここに書いてある人夫の賃金、作業員の賃金ということで「人夫」「作業員」となると、土方かなみたいなかたちで見ているのかなと思うんですけども。要は市のこういった書き方が、作業員とか人夫とかという感覚で見ているから、

相手の方もそういったかたちで仕事をしているのかなというのもあるので、できればこういった書き方はちょっと改めて欲しいということです。よろしくどうぞ。

環境課長　　まず1点目の費用の件でございますが、昨年、18年度の当初予算では、トンあたり処理費が1万7,950円、約1万8,000円というようなことで計上させていただきました。今、決算に近いわけですが、今のところ1万7,900円くらいで終わるかなというふうな考えであります。今回19年度の当初予算の処理単価でございますが、これを足して処理料で割りますと、2万6,566円という数字が出ております。

今後の見通しでございますが、大きなものがなければ、この2万7,000円くらいから、やはり3万円くらいの中で推移するのではないかというふうに今、考えております。ただ、建物のこともありますし諸々のことが入ってきますと、当然、それも経費の中にかかるということになると、単価に関わることで、今、機械設備等でそういう予測をしているということでご理解願いたいと思います。

それから川崎技研の方では、瑕疵担保が終わってもきちんとして自分たちの機械そのものから出ている故障であれば、それはきちんとして自分たちで担保しますよと言っているわけですので、今回、瑕疵担保期間が切れる中で、再度瑕疵担保期間が切れる中での約束ごとというか、そういうものを今作っておりますが、精査しながら今後の中にそれをきちんとして盛り込むようなかたちをとっていきなというふうに思っているところでございます。

市民課長　　賃金のところでございますけれども、表現がちょっと適切でなくて申しわけございません。決して作業員を人夫と思っているわけではございませんけれども。上の方の人夫賃金につきましては、現在斎場の方は消雪パイプがございまして、山からの水をいったん柵に溜めて、それをポンプで消雪パイプにして水に使っていると。そこに非常に砂利が溜まるものですから、砂利上げ等のそれこそ人夫賃で、これは別の問題でございまして、斎場の作業員については、この作業員賃金ということでございます。よろしくお願ひします。

高橋郁夫君　　今の賃金のことについてですけれども、「人夫」だけではなくて「作業員」という言葉に対しても、やはりどちらかという聖域というか、そういったところですので、もうちょっと違うあれがあるのかなということで質問したのですが。よろしくどうぞ。

市民課長　　この次から適切な言葉を考えたいと思いますので、よろしくお願ひします。

今井久美君　　めったに質問しないので、よろしくお願ひしたいわけですが、125ページの有害鳥獣対策、特にサルについて、何とかお願ひしたいなということで発言しているわけですが。去年は熊がかなり出て、サルの方がちょっと影が薄かったかもしれませんが、私らの方にもかなり進出して拡大してきてまして、城内の方の山をかけもちして週何回か定期的に来るみたいな感じで、きれいさっぱり食って帰っていくわけですが、なかなか全体の状況がつかめていないのではないかなというふうに思うのです。去年の決算資料などを見ましても、件数、また被害からいっても、こればかりかなというくらいしか、多分電話で入ってくるくらいだと思っておりますけれども。その辺を的確にとらえてもらって、庁内でも農林課と行ったり来たりしながら相談しているようすです。

この前、農業の方が収支が始まってきまして、農協さんの説明会のときもサルで全部やられたのはどうするのだということで、括弧のところへ、全部この金額をやられたということで書いてくれと、こういうふうな指導をしています。そう言えば少しは全体像がつかめてくるのかなと思います。

新年度に入ってきたら、またその被害の出ている区長さん方を通じながら全体像をちょっと出してもらって。それについて私も先輩議員からいろいろ教えてもらって、各県で犬対策ですとか、ヤギ対策ですとか、緩衝地帯を設けるですとかいろいろな手を打って、県会の方でも議論されています。ぜひまた、個人ではとても抗しきれないような状況だと私は思いますので、何とかこれに前向きに取り組んでもらいたいと、こう思っていますがお願いします。

環境課長 サルも相当数が出ていることは承知していますし、カラスも出ております。そんな中で、私どもの方にはカラスが出ました、熊が出ました、サルが出ました。さあ撃つてくれと、殺してくれと、そういうふうな発想で住民の方もいるわけです。特にサルにつきましましては、集団で行動していますので、行ったときにはもういないとかそんな状況であります。特に猟友会の皆さんは高齢化になっていますし、人間もいないというようなことで、私どもは行って、花火なりそういうもので追っかけるような状況であります。

そうした中で現在、農林課、JAと協議会を作りまして、今、協議しているところで、できれば即サルが出ました云々ではなくて、やはりJAとかそういうようなところも協力しながら、自己防衛も含めて地域でやはり防衛をしながら、私どもは最終的には撃つというようなことにもっていかないと、保護団体との関係もありますのでその辺も理解していただきたいと。一生懸命やらせてもらいますが、よろしく願いいたします。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたします。125ページの公害というようなことで、ちょっとお聞きをいたしますが、何日か前に新潟日報にこの市内の業者の「流れ出て」という部分がありました。直接的には県の管轄でありますけれども、市内で起きたことでありますので、実態はどうであったのか。あるいは今、どういうふうな状況になっているのかお聞きをいたします。

環境課長 今、議員が言われますように、県の方で指示をして撤去命令を出しているということしか細かいことについては情報は入っておりません。ただ、魚協の方で、そこだけではないのですけれども、各企業、廃水を出している企業に対してやはりきちんとせよということで、そういう問い合わせがあった中での対応というふうなことであります。

そうした中、県の方でパトロールした中で、やはり違反行為があったということで、それに対する撤去命令が出ているということでありまして、細かい情報については私どもはつかんでおりません。

笠原喜一郎君 それは県の方がきちんと指導してやっていると思いますので、私はそれでいいと思いますけれども。ただ、私はそこだけではないだろうというふうに思っているのです。と言うのは、本当に元は、元というか昔は、釣り人が竿を垂れて、いかだ下りをしたるときにはもう本当に邪魔になるくらいあったわけです。魚がいたわけです。しかし、

今は本当に釣り人が見えないという中です。

市長にちょっとお願いをしたいわけですが、せっかくこういう問題が出て、そしてそのことに対して、皆が魚がいなくなったということだけは確かだということは実感をしているわけです。そしてかといって、では原因がどこにあるかという部分で、ダムと言われる方もいるし、あるいは融雪剤の凍結防止剤云々も多分影響があるのではないかというような言い方をする方もいます。ましてや下水道の普及率が80パーセントも上がった中で、本来ならば魚が住んで当然の魚野川になるわけが、それがこういう実態であるわけです。今こういう中で、県ときちんと連絡を取り合いながら、本当にではどうしていけばいいのだということについては、市の管轄外であるかもしれませんが、やはり一緒になってやっていただきたいというふうに思いますけれども。

市長 この問題につきましては、それこそ今、課長が触れましたように私どもの管轄外ではありますが、県の指導によって適切に今、処置をしていると、今、話に出ている部分はです。そして撤去も全部終わったと、それは聞いています。

ではそれが本当にどこに原因があったのか。これはわかりません。ただ、漁業組合の方で、県で漁業組合も含めた会議があったときに、うちの担当が行って、鮎がどのくらいでは減ったのですかと。どうして調べたんだと言ったら、釣った数で調べたというのです。ですから、魚影を確認したとかそういうことではなくて、釣った数で調べて、そら減っているぞと。それでは全然そのデータになりませんということでそれは話はちゃらになったそうですが。

漁業組合さんの方も、例えばでは10万匹放したら、放したなりのその魚影が本当にあるかないかとかそういう調査をしないと、本当に魚がいなくなっているのかいるのかというのは、ちょっと今わからない状態だそうです。鮎は網などうてば取れるのですね、だいぶ。いるのです。ところが釣れないとこういう部分があるのです。本当に減っているのかもわかりません。そこはまだ極の調査がわからないということです。それから三国から下流だけという話になっていますけれども、実はそうではなくて上流からやはり釣り人はものすごく減っているのです。

ですので、相対的な調査というのは当然しなければなりません。それからその調査をやった後にどこにでは原因があったのだと、これはやはりきちんと調べなければならぬと思いますが、我々がまだその権限とかそこまでありませんけれども、それは県と一緒に。こういう状態がいいとは思っていませんので、その点は十分心得てやっていこうと思っています。

中沢俊一君 1点だけ確認をさせていただきたいのですが、高橋議員の質問に関連したことですけれども、この135ページの可燃ごみ処理施設整備事業費のことです。どこの溶融炉でも何年に1回でしょうか、車検と同じような大規模な法定の点検があるということですが、これは19年度でそういう特殊要因というのは、設備点検委託料、あるいは処理定期修繕工事費でしょうか、この中でどの程度占めているのか聞かせてください。

それから部分委託という話が出ていましたけれども、その絡みも19年度からはどうな

るのか聞かせてもらいたいと思っております。

環境課長　　まず点検の関係でございますが、135ページの可燃ごみ処理施設整備事業ということで、中間に点検委託料で1億4,500万円入っております。この中が先ほど言った定期検査、要するに何年に1回の定期検査の費用分が入っております。ボイラー、タービンだとか発電機、それらについて減肉検査とか、バグフィルターの検査等がその中に入っているということでお願いしたいと思えます。

それから点検につきましては、私どもは3人程度の人間をといるふうなことでお願いしているところですが、常駐でということになったとしても1名程度しか常駐できないというふうに相手様からは言われています。それよりも何週間、1週間に1回なり、2週間に1回なり、要するに全部の項目がわかる人間、要するにパーツごとになっていますので6人なり7人なり一斉に来て、3日なり2日なりきちんとした点検をしていった方がよりいいのではないかと提案をされているところでございます。ただ、まだ議会を通過しておりませんので、詳細については契約の時点までお待ち願いたいというふうに思っています。

議　　長　　暫時休憩といたします。休憩後の再開は3時15分といたします。

(午後2時55分)

議　　長　　休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午後3時15分)

議　　長　　衛生費に対する質疑を行います。

関　昭夫君　　135ページ、スラグの処理料の委託料です。スラグというのは資源だというふうに聞いていたのですが、資源として利用するための委託なのか、廃棄物として処理するための委託なのか。どちらなのかお聞かせをいただきたいと思えます。

環境課長　　スラグは有効利用を図るということで、当初から計画しておりました。ですので、昨年度、補正をさせていただきまして、埋め戻し材として利用しているということで、その費用であります。

岩野　松君　　最初125ページの斎場の管理費の問題です。先ほどからも、そして昨日の若井議員からも出ましたが作業員のことで、4人体制で輪番制でということですが、今までは広域の中での管理ということで、その作業をする人は思川の方をお願いしていると思えますけれども、それが速やかにちゃんとやられている、というか私が前に調査したときには、輪番制でということを受けていてそのとおりに行われていると思えますということですが、何か聞くところによるとそうでない場合もあったりして、ちょっとこういろいろあったみたいです。そういう管理体制はこれから今度は市になるのだと思えますけれども、どこでそういうものが見られるのかお聞かせください。

もう1点は先ほどから出ています可燃ごみ処理施設の整備ですが、瑕疵担保がこの3月で終わるということですが、19年度にこれだけの金額のものを outsourcing しなければならなかった。瑕疵担保が終わるということは、そこで完全なものが我々の手元に来るというふうに、常識的には考えたいのですが、そこら辺の常識的なことというのはないのでしょうか、

どうなのでしょう。

市民課長 すみません、作業員と言わせてもらいますが、作業員につきましては4名です。主に4名で、そのときの火葬の件数によって作業員の方が何名出るとかというようなかたちで組んでもらっています。どうしても都合がつかないときには、もう1人の方がそこにあたるといようなことで、前からの申し合わせで、現在は思川区の方に全委嘱をしているという状況でございます。

業務の組み合わせにつきましては、一応、作業員の方々が代表者の方がいますので、その方から予定表を組んでいただいて、私どもの方へ毎日電話で、明日は誰が出るというような報告が来ております。以上です。

環境課長 瑕疵担保の期間は2年間ではありますが、当然引取検査をその前にしているわけです。そうしたとき、性能をきちんとした中で引き取りをやって、それだけけれどもその2年間の中でもう一度きちんとなくなっていったのか精査するための2年間です。当然、正式な引き取りになれば、きちんとしたものを引き取るということになるかたちになりますので、それらについては社会厚生委員会で調査の中でこの前報告させてもらって、今はきちんと精査というかきちんとしていますので、最終的にはきちんとしたものをもらうというかたちになります。

それから、費用の件ですが、たまたま今年度が法定検査に多くかかる年になっております。ですので、多くの費用が計上されております。また、瑕疵担保期間については消耗品等々については川崎技研が全て持っておりますのでそれらの経費。それからそれにかかる人件費等も当然かかるわけですので、この上に前年度よりも多くなっているというふうなことでご理解願いたいと思っています。

岩野 松君 思川のこと、思川というかことはぜひ監督をきちんとして欲しいと思います。

可燃ごみですが、最初作るときには、この施設についてやはり我々も初めてのことで、どういうかたちでどうなってこれが使われるかということが、あまり予備知識がなかったのかなという思いもあります。そして、前の委員だった方などにお聞きをしますと、今まで研究していたのと全く違つかたちがここへ導入されたというのも大きな要因かなという思いではありますが、願わくばできるだけそういう費用が少なくて済む、いらなくて済む方向をこれからも努力して欲しいと思います。

それともう1点、先ほど言い忘れなのですが、139ページの発泡スチロールの容器のことです。今度は業務用を中心にまた集めて圧縮すると言いましたけれども、前に六日町時代ではそういうものがセンターにあったのではないかなという思いがありますけれども、そこら辺、もう1回お聞かせください。

環境課長 減容機というものが以前ありました。以前ありましたが、ご承知かわかりませんが可燃ごみ施設ができた時点で、ちょっと熱量が足りないということもあったということで、廃プラについては燃す方向で決めたということで、減容機の方の施設について

は止めた。その間ずっと止めていたものですから当然使えないような状況に今、なっています。修繕するよりも新しく買って入れ替えをした方がいいというようなことで、このようなかたちで今、提案しているところでございます。細かいことにつきましては、社会厚生委員会の資料の方に添付されておりますので、ひとつよろしくおしいたいと思います。

寺口友彦君 1点だけお伺いします。128ページのごみの減量化推進費ということで、ごみステーションの補助金が出ております。昨年より9万円ほど増ということですが、どの地区を重点的に、何箇所くらいを想定しているか。

環境課長 昨年度から補助を始めたわけですが、現在、ごみステーションという場所を設定していますが、実際に建物、施設がない箇所が多くあります。冬季間とか、カラスだとか、いろいろな対策が必要だということもありまして、それらを中心に新設
新設と言っても、今あるステーションの中にそういう施設を作るものを重点的に考えております。大体5基程度、上限で最高5万円の補助です。

それから施設があって、一部の補修ではなく、まるきり入れ替えというか、建て替えみたいなものも想定しまして、それらについても一部補助というかたちで今、考えているところでございます。

寺口友彦君 昨日、家庭用のごみの分別の表をいただきましたが、その中で減量化のために特にこの部分に力を入れたという部分が、米袋であろうかと思うのですが。家庭の中では発泡スチロールの部分についてちょっと記載がなかったものですから、その家庭用ごみの中での発泡スチロールというところは今後の対策はどのようなのかと思います。

環境課長 今回、減容機を設置するにあたっては、現在、私ども調べたのですけれども、発泡スチロールの多くは事業系のものが多いということで、年間60トンくらい事業系が出ると。家庭系からは六日町地区では分別をやったわけですが、そうした中で市内、あれしたとしても5トン程度だと。とりあえず事業系をまずやらせていただきたいということで、施設の的にも事業系1基くらいしか機械をつけられませんので、当然そうなりますと家庭系と事業系と分けたもの 分けてというか量的に問題もありますのでそんなことを考えながら。

また、分別をすることによって収集の部分が変わってきますので、非常に投資が多くなるということでとりあえず事業系はやらせてもらいたいということで提案しているものでございます。

若井達男君 2点ほどお伺いします。先ほど閣議員の方からもスラグについての質問が出たわけですが、この133ページの環境測定手数料の中にやはりそのスラグの検査が入って、金額が160万円ほど増えているということとあわせて、金額的には14万6,000円ということで課長から説明をいただいたスラグの性状試験、これらがあるわけです。この試験、検査の目的はスラグの質向上に向けた検査であるわけですか。ただ分析検査だけをやっておられるのか。それを1点お伺いします。

そして、いま1点ですが、125ページにちょっと変わりますけれども、公害対策事業費

の中に含まれてしまったのではないかと思うのですが、清水のごみ埋立地、また新堀新田の埋立地等は、数年前はこれはそれぞれ独自に出しておりまして、これぐらいかかるのだといったのが一目でわかっておったわけですが、これが全てが水質検査、メタンガス検査、借地料というようなことでくくっておりますが、その辺の場所ごとのかかりはすぐ出るわけですか。新堀新田においては、年間今までですと500万円ちょっとかかっておったと。清水についてもそこまではいなくても150～160万円だったでしょうか。そういったものが出ておったわけですが、その点はいかがでしょうか。その2点をお願いします。

環境課長　　まずスラグの件でございますが、135ページの14万6,000円でございます。性状試験というのは、スラグがどういう性質を持っているかとそういうもので年に1回、きちんと県の出先ですけれども分析センターというか試験場に出して、その性能を知ると。それによってスラグと山砂とどう混ぜるかというのがわかるわけですけれども、そういう性状試験をまずやるということと、その他に毎月、毎月、道路だとかそういうところに使うわけですから、そうなるとその製品の安全性をするために6項目の検査をするということがこの別の費用の中に入っている。廃棄物の検査の委託の中にまとまって、総合的に増えていますよという説明をさせていただきました。

それから125ページの水質検査の中に、やはり今言われましたように、清水それから新堀新田の部分がこの中に入っている。ただ、金額的には昨年より約100万円ほど落ちていきます。それは回数とかそういうことも含めて、安全性、10年間安定しているかというのを見なければならぬものですから、それらを精査したものとなっています。ただ、今ここではこの部分がいくらですよとかちょっと分けておりませんので、また後でお知らせということをお願いしたいと思います。

それから土地の借り上げについてもそのようなことでまとめて計上させてもらっている。土地についての関係につきましては、昨年と同じく2つを足した費用がここに計上されているということでご理解願いたいと思います。

若井達男君　　公害対策についてはわかりました。

それでスラグですが、今現在ですと、やはり下水工事等がしばらく進むわけですけれどもやがて終了すると。そういうときに今のスラグの質でそれ以外に確かにブレンドする。私も南政治クラブ、つつじクラブと長崎県の北松北部に行ってきたわけですけれども、それらでも3割くらいしか使っていないということになったとき、質を上げないことにはなかなか下水事業でも終われば他の処理が、ますますかさんでくるのではないかと思うのです。

それで北松北部はこれはそっくり川崎技研さんが受けているものですから、トンあたりの処理費が南魚沼市より1万円も高い2万8,000円ほどかかっているわけですが、その中に実際では立米10円で買い上げていると。鎧漕クリーンセンターは、これはメタルとスラグがきっちり分かれて、溶融されたものが分かれて出てくるものですから、今現在はちょっといくらになっているかわかりませんが、当時私も勉強したときは50円でその業者が持って行っている。ということなものですから、やはり試験をきちんとしていった中でスラグ

の質を上げて、そういったふうに捨てるものではなくて、きちんと生かせるような状況にやはり向けていかななくてはならないのではないかとこのように考えております。

そしてじっとしていても反対に建設業者がお金を10円でも20円でも出して持って行ってくれる。市からの負担は極めて段々と減っていくとかたちにもっていかないことには、ごみの減量化と言ってみても、このごみが一気にそう簡単に減量になるものではないというふうに考えています。その辺スラグの質に対してのひとつお考えはいかがでしょう。

環境課長 スラグの質につきましては、施設的能力というかそれで決まってくるということですから、今のスラグの質が安定的に出ているかということのチェックはできますが、ただ、質を変えることは非常に難しいものと思っています。ただ、今言われますように、下水道に主に使っていくという方針でいるわけですが、25年には工事も終わることになりますと、やはりその行き先について、非常に今、苦慮しています。山形だとか、逆にスラグの中にも鉄分だとかいろいろな有効物が入っていますので、飛灰と同じに、飛灰ではなくて飛灰と同じところに持って行って売れないかということも含めて今、担当には指示をしているところでございます。

いずれにしても、質は変わらないし有効利用ということになると、私ども新潟県自体がマニフェストと言うか、マニュアルを作って 他県はスラグをどんどん使ってくださいと、そういう方針でマニュアルを作っているわけですが、国はそういう指示をしているのですが、新潟県は作っていないのです。ですから、なかなかその有効利用が図れない。山砂に混ぜても、CBR20なり出るには30パーセントが限度だよとこうなっていますので、やはり県がマニュアルを早急に作って 作ってくれと言っているのですが、県自体でやはりこういう施設がもっと出来てくるわけですので、やはり有効利用というのはどこでも悩みでございまして、そういう方向からなっていないとだめだから、そちらの方の働きをやっていきたいと、逆に。そうすることによって有効利用を図っていきたいというふうに思っています。

議長 事前に挙手をお願いします。

宮田俊之君 うっかりしていました。申しわけございません。1点教えていただきたいのですが、129と133ページのところで、センター祭委託料というものが同じ項目で上がっております。地元に対する配慮ということで私はいいいことだと思っておりますが、1回しかやっておられないような気がするのですが、これは相手先とどんなふうに委託をされているのか。

地元に対する配慮という意味で、斎場についてひとつ伺います。当然これから工事も始まるわけですし、市長もおっしゃっているように大変地元負担を強いているという中で、今回新たに土地の提供をされておられる方もいらっしゃる。という皆さん私のところに「やはり人事で人が変わると以前のような細かな配慮というものはないものなのかね」なんていうことでことごとつづやきに来られた方もいらっしゃる。これから建設も始まる中で、特に地元には負担を強いているわけですので、そういう引継ぎといいますかこれからまた異動もあるわけですし、そういった地元に対する引継ぎをどういうふうに指示をされているのか、教え

ていただきたいと思います。

環境課長 センター祭につきましては年に1回でございます。ただ、この中で別のところにも確かにセンター祭の費用が載っております。これにつきましては、作るとき、要するに、昔の3町のものもありますし、4町のものもありますが作ったときの費用負担の割合が違ってしますので、そのセンター祭をリサイクルというか不燃の方と可燃の方と一緒にやってやるわけですけれども、湯沢の負担割合が違うものですから、それで分けて計上してあります。これらについては搬入道路の負担金も同じです。塩沢土地改良区の方に負担金を納めているわけですけれども、それらについてもやはり費用負担の割合が違うものですから、分けて計上させてもらっているということでございます。

市長 斎場の件です。これは連合時代、最後の方でしたけれども思川の皆さん方とこの件についてお話し合いをさせていただいて、協力金といいますか、保証金といいますかその支払いと、向こう30年間の地域の活動費の援助といいますか。それで額もきちんと締結をさせていただいて区の皆さんとそういうふうきちんと提携をして、区の皆さん方から大変喜んでいただいております。議員の方にあれですか、そういうまだ何か不足だというような話がいっているのでしょうか。（「土地の取引の対応がということですが」の声あり）土地買収のですか。私どもは個々のことは知りませんので、区全体の中でこの斎場を建設するにあたってということできちんと協定を結ばせていただいておりますので、その点については問題ないと思いますが。これは土地買収についてはこれから個々にそれぞれ具体的な交渉に入っていかなければなりませんので、そこでどういう今度は要望が出るのか、それはちょっとわかりませんが。

環境課長 先ほど若井議員の質問に答弁漏れがありましたので言いますけれども、水質の件でございます。新堀新田が136万円ほど。それから清水の水質検査が156万円ほどになっております。その他にメタンの関係につきましては、新堀新田の方であります。以上であります。

市民課長 土地の提供者の件ですが、昨年の秋に私どもと用地買収の担当の係とで地権者の方とお話しをされて、土地を提供いただきたいという話しをもちました。その際に広域連合時代に土地を売ってくれというような正式な話がなかったというふうな話がちらっと地権者の方がおっしゃっておったのですけれども、その件だったでしょうか。そういうような、連合時代に地権者にあまり詳しい説明がなかったというようなことで、地権者がちょっとご不満な点があったような話を聞きましたけれども、その席では私どもが経過等を説明しました。あとはその後、実施設計を取り下げる等の段階で区長さんの方にお話しをしたり、思川区内の回覧文書をお願いしたりというふうにはやっておりますが、今後ともまた区の方、地権者の方とは連絡を密にやっていきたいと思っております。

中沢一博君 すぐ終わりますので、お許しいただきたいと思っております。今、焼却炉に年間大体小学生等がどのくらい視察で来られているか、ちょっとお聞かせいただければありがたいと思っております。視察という表現がちょっと、見学でしょうか。

環境衛生センター所長 年間、そうですね、ざっと50人くらい。もしくは50人クラスの学校もありますし、2～3人のクラスもありますし、北辰小学校などは結構人数が多いので、それでも80人くらい。そんなような状況でなっております。

中沢一博君 年間50名という、その数字が云々という部分で、大体皆様察するかと思いますけれども。今、分別と言われている中で、私もいろいろ視察に行つて来てすごく感じたことは、やはりその現場を知るということをすごく感じました。私自身も。そして玄関の中に入って感じるの、分別がひとつずつ分かれていっている。そして最終的にはこうなるのですよということまで、大体全部展示してありました。その見たときに、わが市のその状況の中で私はすごくやはり感じたのです。

やはりこれから分別が大事になってくる。また、ごみを出さないにしよう、無駄をしないにしよう。小さいときからそういうことをやはり自然の中で私たちは感じていかなければいけないと思うのです。

そういう部分の中で教育委員会としまして、こういう現実の中で私たちがこうしれとは言われませんが、その現実をどのように思われているか。私はやはりこの部分を、できたら小さいうちから自然体に分別するのは当たり前なんだと。また、ごみを捨てている人がいたら、もう指をさしたいと言ったらあれですけども、おかしいのだというような私たちのそういう環境づくりも大事ではないかと思しますので、ちょっとご答弁でそれだけお考えをいただきたいと思います。

教育長 特別、各学校が分別ということテーマにして学校の行事を組んでいるかどうか承知しておりませんが、しかしそれぞれ地域で空き缶を拾ったり、地域の公園や道路の清掃をしたりという活動は、それぞれがやっているところであります。

それから環境衛生センターの見学というふうなことも特に小学校の子どもたちは時々やっているようでもありますので、何ていいますか標語ではありませんが「混ぜればごみ、分ければ資源」というふうなことは各学校とも取り組んでいるというふうに思っております。

中沢一博君 やはり私は子どもたちが何げなくポイするだとか、いろいろそういうむだを一生懸命食事のなか出している中で、やはり最終のそういう現場を私は見せていただきたいな。そういう提案として申し上げて終わります。以上です。

南雲淳一郎君 環境政策、なかんずくごみ政策は、市民の協働なくしてあり得ないというふうに考えております。そしてまたこれからのごみ政策は、先ほどお話がございましたけれども、リサイクルよりもリデュース、排出抑制の方向だと思っております。そういう視点で今回のこの予算書を見る中で、どこにそういう部分があるのかな。先ほどの中沢さんのお話にも関連するところでありますけれども、長期的な視点の中でやはりひとつの啓蒙、啓発、教育ですから、そういう視点が必要だと思っておりますがその辺はどうですか。今年の予算書の中で。

環境課長 ごみ政策の中で、この予算の中でどうだかということですが、この中で私どもは、先ほどちょっと説明の中でも言いましたが、木の減量化、有効利用とか、廃

プラの減容として売るとかそういう部分しか今のところ、それとごみステーションの部分しか出ておりません。ただ、ごみについては市報等を通じて減量についてはお話ししていますし、ジャスコ等々店舗と協議しながら、マイバッグそれらの運動もやっております。目に見えたそういうものはなかなか見えませんが、基本的には減量の方を推進していくと。地球温暖化も含めてですね、そういうふうなことで考えているところであります。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第4款、衛生費に対する質疑を終わります。

議 長 第5款、労働費の説明を求めます。

商工観光課長 (説明を行う。)

議 長 労働費に対する質疑を行います。

岩野 松君 1点だけお願いします。145ページのこの緊急雇用の中で、皆そういえばそういうのかなというところもありますけれども、学校校務員配置事業というので臨時職員という感じですけども、学校校務員というのがこういうかたちで2年か3年で必要なくなるという可能性はあるということで、こういうので使っているのですか、どうですか。ちょっと。

商工観光課長 これは一時的な震災の復興基金ということで、これにつきましては失業者の皆さん方を一時的に雇用をして生活の安定に資するという部分がございますので、経常的におけるという内容ではございません。

たまたまこの学校校務員の配置事業につきましては、私どもに届いている内容では、大規模校に1名を置いて、よりその期間に学校の施設整備や環境整備を行うという内容で今出ておるものでございます。これがなくなった時点でその方がずっといられるとか、またそこに新しい職員が多配置になるということは、この私どもの緊急雇用の方ではわかりませんが、また教育委員会の方での話になるかと思えます。そんなことをお願いしますが。

佐藤 剛君 1点だけ、緊急雇用のところで1点だけお聞きします。緊急雇用ということで労働費の方に出ていますけれども、内容は教育の方です。特別支援教育事業ですけども、ここに1,300万円と、その下の方に介助員配置事業、これは特別支援学級という特別支援教育の関係なのでしょうけれども、それを合わせると3,000万円近くということになるのです。これは17年度も緊急雇用の中で取り扱っていますが、それは大体1,700万円くらい。去年は緊急雇用ではないのですけれども、多分2,100万円くらいというようなことで、特別支援教育といいますか事業を行っているわけです。

これは今まで言われる、いろいろ特殊学級ではなくて例えばLDとかADHDとか自閉症とか、そういう方々も皆含めての特別支援教育なのでしょうけれども、予算がぐいぐいと年度増えているということは、そういう対象の方が増えているのか。

増えているとすれば、この予算内容を見ますと各学級に臨時の教員の方を配置して、その方を見ているというようなところでの予算配分みたいですが、もうちょっと根本的に保健従

事者とか、医療従事者そういう方々を含めたそういう特別、そういう方々の支援事業みたいなものが必要ではないかなという面も含めて、ちょっとお聞きしてみたいと思います。

教 育 長 今、ご指摘の特別支援教育の部分、それから介助員の部分、これもここだけではなくて10款にも同様に予算計上されております。さらに従来、この基金が事業の対象になる前においては、全部それぞれの単費で処置していた事業であります。先ほど商工観光課長からお話がありましたような事情がありまして、こちらの方の事業で引き受けてもらえる部分を全部引き受けてもらっていると、こういうふうにご理解いただきたいと思えます。

それでお尋ねの部分でありますけれども、確かに増えてはいるのですが、予算が増額になっているのは子どもたちが増えているというだけではなくて、こういうふうに補助をしてもらえるような授業があるから増えているという部分もあります。つまり、いくら学校が強く要望をしてきても、全部市の単費でとなりますととても対応が難しい。だけれども、今、幸いこういう事業があって、市が補助を受けられるとこういう中であります。

それから、確かに今これでやっておりますのは、普通学級、あるいは特別支援学級に介助員ですとか、あるいは単なる介助員ではなくてもう少し教員資格を持っているような人から入ってもらったりというような、いろいろなケースがあるのですがそういうふうなことをしながら、全体の学級、例えば30人なら30人、40人なら40人全体の学力を落とさないで、特別支援を要する子どもたちの教育も支援していると、こういうかたちでやっているわけであります。本来であれば 本来であればといいますか、そういう必要が、あるいは特別な支援を要する子どもたちの状態が改善されるような、そういう指導もできる専門家を入れられれば、申し分ないと思うのでありますけれども、なかなか現状ではそこまで至っていないという状況であります。

中沢俊一君 143ページになりますが、チャレンジショップの事業補助金とその下の自主的出店者支援事業の補助金についてお伺いします。チャレンジショップの方でも試験出店を繰り返していただけるわけですが、なかなかその下の方の自主的出店者の方への対象がないというふうに聞いております。一昔前と違いまして、物を仕入れて売るといような状態から、町並みを見ればやはり飲食の方がやはり増えてきておりまして、そちらの方の需要にシフトしてきたわけです。それは夜の商売ということには無理でしょうけれども、本当に家族が行けるような、そういう飲食業の方にもこれを適用を広げてみたらいかかと思っております、ひとつ聞かせてください。

商工観光課長 議員おっしゃるとおりでございます。実は実績が欲しいところですが、私たちが無理矢理どこかを借りていただくというわけにはいきませんので。そういう中で飲食業の皆さん方もすぐあの辺は埋まるなという話がやはり出ております。ただ、あの通りにつきましては、やはり夜の商売の方が多いです。夜の商売の方をされるのかなと。ただ、昼間の食堂等の飲食に関してはいかがかなというのは内部では出ておりますが、当初、やはりそういう目的で作った要綱ではなかったものですから、できましたらこれは3年くらいと

ということであったのですが、その状況を見ながらということで、もう一年、19年に一年ちょっと内部でまた検討させていただいて、その後あらためて新しい方式で出発ができるかどうかということのひとつ考えさせていただきたいと思いますが。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第5款、労働費に対する質疑を終わります。

議長 第6款、農林水産業費の説明を求めます。

農業委員会事務局長 (説明を行う。)

農林課長 (説明を行う。)

議長 農林水産業費に対する質疑を行います。

牛木芳雄君 3点ほどお願いをしたいと思います。農業委員会の局長は農林課長が兼務になる、なりますよね。それで大変仕事量が、今度は農林課長と農業委員会の事務局長ということで増えてくると思うのです。その辺はどういうふうにお考えか。なかなか大変だなというふうに私は同情しているのですがあれでしょうか、県内の各市では、町村では兼任という町村がほとんどだったと思うのですが、市ではどの程度の市が兼任をされているかわかったらお知らせをください。

農業委員会の総会は今までどおり、塩沢庁舎ということでしょうか。それもお聞かせいただきたい。

147ページの河川カメムシの防除委託事業ですが、これは農薬で防除するのか、草刈でするのかその方法をお知らせをください。

もう1点、151ページですが、昨年もという話ですけれども、定年就農者支援対策事業ですが、こういう事業は農林サイドだけでしか今、見あたらない。先般、新聞社、日経新聞だと思うのですが、首都圏に住む団塊の世代の皆さんに意識調査をしたところ、4人に1人の皆さんが定年後には田舎の方に移住をしたいという調査が出てきたわけです。

皆さんがこちらに来ていただければありがたいわけですが、そうはいかないわけでありまして、やはり30パーセント近くの皆さんはやはり沖縄に、というふうな話でしたし、首都圏が20パーセント、都市近郊が19パーセントということでありまして、海外、北海道、それぞれ18パーセント。そうすると雪深いこの辺はあまり来ないのかなというふうに思っていますけれども、180万人以上の皆さんが退職をされるわけですから、ざっと考えてみると40万人の皆さんが地方に行って、定年後の余生を過ごしたいと、こういうことだと思っております。

農林予算のこの定年就農者支援対策事業というのは、もちろんこういう方々をターゲットにしたわけではないと思うのですが、市全体として 商工観光課長もいますから、あれでしょうか、市全体として こういう皆さんを受け入れる体制というのはどういうふうになっているのか。これはどちらがよろしいか、市長がいいか誰がいいかわかりませんが、その辺も含めてお聞かせください。

市長 農委の局長の件ですけれども、農業委員会の会長ともきちんと話し合いをさせていただいて、参事で、係長が参事兼務の係長を配置しまして、これは参事ですから。局長会議等も農林課長でなくて、参事が出席すると。そういうことの中できちんと対応していくということで会長からのご承諾いただいておりますので、そういうふうに対応させていただきます。仕事の量が多いか少ないかということは、あちらの方で、どの程度が多いのかお答えいただきます。一応専任の係長兼務ですけれども、参事を置いてあるということでありま

農業委員会事務局長 県内の農業委員会の事務局長と農林課長の兼務の数字についてはちょっと把握してございませんが、県内には35市町村の中に40農業委員会が、という状況でございますが、その数は把握しておりませんので、もしあれでしたらまた後ほどということによろしいですか。

それで総会の場所でございますが、今まで総会については、塩沢庁舎の旧議事堂を使わせてもらっておりました。そこで、19年度からは大和庁舎の旧議事堂を使わせていただくということにさせていただきました。そこで、どうして移動するのかという内容でございますが、塩沢庁舎の旧議員控え室につきましては、子育て支援課の方でほのぼの教室として使いたいという状況の中で、なかなか今度は農業委員さんの休憩といえますか控え室がなかなかうまく取れそうにないということでございます。

ですし、農業委員会事務局も農林課も今度は本庁になるわけでございますが、今度は本庁舎で総会やるということになりますと、先ほども言いましたように農業委員さん45名いらっしゃいますので、駐車場の関係があつてなかなか市民の皆さんに対して大変だろうと。ということの中で大和庁舎で、とにかく本庁方式がきちんとできるまでの間は2年間ひとつ、また大和庁舎で総会をやりましょうということになりました。控え室についても大和庁舎ですと同じ3階に大会議室と中会議室がありますので、そこに十分控え室としての対応ができる。それから駐車場につきましても十分確保できるということで、総会の場所を変更させていただきます。

それから兼務しての業務の内容でございますが、これは私がお答えするのがいいのかどうか分かりませんが、確かに大変だと思いますけれども、それぞれ事務局で工夫をしながら対応して、やはり乗り切っていかなければいけないことかなというふうに考えております。以上でございます。

農林課長 それでは河川カメムシの件でございますが、これは草刈をしてきれいにするということでございます。

それから、定年の就農でございますけれども、これにつきましては議員おっしゃったとおり、市内の特に建設会社等の退職者等からアンケートをとりまして、これから農業をやってみたいという方を対象に農業のノウハウを講義しているということですが、この講義等につきましては普及センターが全面的にしております。ただ、私ども市の方はそういう動きがいいようにということで、それぞれ視察とか、そういうかたちの支援をさせていただ

ているということでありませう。

それから先ほどもちょっと話しましたように、品目横断の対象者を410人ということで、まだ220何人しかいないわけでありませうから全然足りないという状況の中で、団塊世代の東京等からの受け入れということについては、今のところ私どもそこまではちょっとできないということ、とにかく市内の農業者を力をつけていきたいということ、今、取り組んでいるところでございませう。

商工観光課長 議員さんが多分、定年定住用の部分のことだろうと思われませうので、私の方からちょっと研究した内容を答弁させていただきます。昨年、首都圏市民会の皆さん方にアンケートをとらせていただきました。その際に私どもがいろいろな政策決定をするに、欲しかった回収率が非常に悪くて、できたら60パーセントくらいの回収率があれば、ある程度使わせていただこうかなと思いましたが、15パーセント相当くらいしかまず回収ができなかったことが1点ございませう。

それからその中で、いくつか希望があるわけですが、当然希望です、温泉つきで安く、冬、雪の心配がないところという、全部対応してやらないとできないという条件がついて回ります。そこで今、小千谷とそれから妙高高原、妙高市でしょうか、向こうの方で今、その事業を開始しておりますので、そちらに担当を派遣をしてちょっと研究をさせました。そうしましたら、1年間40万円くらい1棟取れるのですが、とてもそれではペイしないという、要はもう市の持ち出しをかなりの分を覚悟しないとそういう展開はできないということになりますので、そういう土地つき、住宅つき、温泉つきとかそういうものではなくて、やはり今あるものをどこか使いながらというようなかたちの方が現実的かなというようなことで、今のところ市で事業などを入れてそういう立派なものを作るということについては、ちょっと今のところ未定のような状況でございませうので、そんなことでとりあえず今までの状況でございませう。

議 長 この後、議運を計画してはいますが、もう何人くらいいますか。

議 長 それでは皆さんにお諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います、ご異議ございませうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めませう。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

議 長 本日はこれで延会いたします。次の本会議は3月19日午前9時30分、当議事堂で開きませう。大変ご苦労さまでした。

(午後4時25分)